

平成23年第3回羅臼町議会定例会（第1号）

平成23年9月15日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第37号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 報告第14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 議案第29号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第30号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第31号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第32号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第33号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第34号 羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第35号 羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 認定第 1号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 4号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 5号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳

入歳出決算認定について

- 日程第 2 1 認定第 6 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 2 認定第 7 号 平成 2 2 年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 3 報告第 1 5 号 平成 2 2 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 4 報告第 1 6 号 平成 2 2 年度決算に基づく資金不足比率の報告について
(日程第 1 6、認定第 1 号～日程第 2 2、認定第 7 号及び日程第 2 3、報告第 1 5 号及び日程第 2 4、報告第 1 6 号 9 件一括)
- 日程第 2 5 発議第 6 号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 6 発議第 7 号 釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書
- 日程第 2 7 発議第 8 号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書
- 日程第 2 8 発議第 9 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第 2 9 発議第 1 0 号 東日本大震災からの復旧・復興及び地域経済の活性化を求める意見書
- 日程第 3 0 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○出席議員（10名）

議 長	1 0 番	村 山 修 一 君	1 番	湊 屋 稔 君
	2 番	田 中 良 君	3 番	高 島 讓 二 君
	4 番	高 村 和 史 君	5 番	小 野 哲 也 君
	6 番	坂 本 志 郎 君	7 番	鹿 又 政 義 君
	8 番	佐 藤 晶 君	9 番	松 原 臣 君

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	総 務 課 長	川 端 達 也 君
企 画 振 興 課 長	久 保 田 誠 君	企 画 振 興 課 参 事	佐 藤 行 広 君
税 務 財 政 課 長	野 理 幸 文 君	税 務 財 政 課 長 補 佐	櫻 井 房 雄 君
環 境 生 活 課 長	五 十 嵐 勝 彦 君	保 健 福 祉 課 長	渡 辺 憲 爾 君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	洲 崎 久 代 君	地 域 包 括 ケ ア 支 援 セ ン タ ー 課 長	斉 藤 健 治
君 水 産 商 工 観 光 課 長	石 田 順 一 君	水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	堺 昇 司
君 建 設 水 道 課 長	高 橋 力 也 君	建 設 水 道 課 長 補 佐	北 澤 正 志 君

学 務 課 長	太 田 洋 二 君	社会教育課長	中 田 靖 君
郷土資料室長	涌 坂 周 一 君	診療所事務長	工 藤 勝 利 君
診療所事務課長	対 馬 憲 仁 君	会 計 管 理 者	嶋 勝 彦 君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺 澤 哲 也 君 次 長 大 沼 良 司 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成23年第3回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、1番湊屋稔君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修及び羅臼町議会議員道内行政視察の結果について報告がありました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第3回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、全議員皆様の御出席を賜り、提出議案等の御審議をいただけますことにつきまして、御礼を申し上げたいと存じます。

お許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、知床羅臼町体験学習推進協議会の設立についてであります。

近年、各市町村では、道内外からの中高生の修学学習旅行やグリーンライフツーリズムなどを受け入れるべく力を注いでいるところであります。

当町は、世界自然遺産の地として魅力にあふれ、質の高い体験メニューを提供できると自負しておりますが、受け入れには学校や旅行会社に対して安心を与えることが不可欠と言われております。

そのようなことから、8月29日に知床羅臼町体験学習推進協議会を設立し、今後、積極的に誘致活動を展開し、オール羅臼での受け入れ体制を構築したところであります。

なお、協議会は、町、羅臼漁業協同組合、羅臼町商工会、知床羅臼町観光協会の4団体が幹事団体となり、羅臼町連合町内会外15団体が協力団体として組織されました。

交流人口の拡大にもつながることでもあり、全町民的な理解と協力もお願いしていきたいと思っているところでございます。

次、2件目は、地域情報通信基盤、いわゆる光ファイバー網の整備についてであります。

本年3月に、羅臼町商工会が事務局となり羅臼町光通信を推進する会が設立され、光ファイバー網の整備に向けた活動を行ってきたところでありますが、このたび、NTT東日本様の御理解をいただき整備されることとなり、フレッツ光回線が12月1日から開通することに決定いたしました。

光ファイバー網が整備されることによって社会活動や経済活動の可能性が広がり、地域の発展の手段として有効的に活用されていくことを期待しております。

この整備によりまして、今回は礼文町から共栄町までの羅臼局、いわゆる87局のみの開通となりますが、全町的に整備が図られますよう、今後も羅臼町光通信を推進する会と連携しながら、引き続き要望してまいります。

3件目は、羅臼地方卸売市場における、9月13日現在の鮮魚の取扱高状況でございます。お手元に資料を配付しているところでございますけれども、総体的には、数量では前

年の68%、金額では昨年同期の79%というふうに減少している状況でございます。

なお、サケ漁も、全漁場網入れが終わりましたので、その漁獲に期待するところではありますが、けさ、5万3,000本の水揚げがあったと情報をいただいております。

また、イカ漁につきましては、昨日、外来船が一挙に羅臼漁港に集結し、約100隻をカウントしてございますけれども、早速、操業が始まり、けさ、イカ釣り船で58トン、定置で110トンが水揚げされたという報告を受けております。

今後の豊漁と安全操業に期待をしております。

以上3件、行政報告を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番高村和史君。

○4番（高村和史君） おはようございます。通告に従いまして、提言をまじえて、質問席から一般質問をさせていただきます。

2004年、今から11年前以上になろうかと思っておりますけれども、4月に地方分権一括法が施行されました。地方の自主的な裁量を高め国の関与を少なくする、住民サービスはより身近な自治体が権限と責任を持って行うとされました。そして、翌年に発足しました小泉政権によって、「聖域なき構造改革」の一環として、地方分権改革と規制緩和の流れの中で、これまで出資法人などに限られていた公設の施設の管理運営を、自治体が指定する法人やその他の団体に行わせる制度としての指定管理者制度が2003年度からスタートしました。

当町も2005年に、同制度にかかわる条例を制定しております。

今回、新たに建設をする町立診療所についても、この指定管理者制度を活用して運営されるものと私なりに認識しております。改めまして、指定管理者制度の、町として、また町民を含めたメリットについて、まずは1点、町長の考え方をお聞きしたい。

続きまして、新たに建設する町立診療所は、指定管理者制度のもとで、町が指定した指定管理者に運営をゆだねていくものと認識しております。

そこで、新しい診療所の利用者は、また、診療所そのものの開設者は、町民全体でもあるわけでございます。利用者、所有者としての町民のチェック機能も、これは必要かと思っております。同時に、また、診療所の運営についても、運営に協力をしていくという視点からの協定書第38条の3に示されております羅臼町国保診療所運営協議会の設置を考えておりますが、協議会の運営委員等の構成メンバーはどのように考えておられるのか、現在考えられている範囲でよろしいので、お答えを願いたい。

さらにはまた、身近に診療所が再建されることにより、遠くまでの通院が緩和されたり、保健・福祉・医療の連携により住民の健康維持と国保会計の改善が期待されたりするなど、これまでの町民負担をふやさないことも新しい診療所の果たすべき役割として求められるべきだと考えます。そのために、町と診療所の日常的な連携や町としての診療所に対する適切な指導が必要になってくると思います。そのために診療所への町職員の常駐派遣も検討をなされるべき課題ではないかと思いますが、この点についても町長の考えをお示ししたいと思います。

今回の指定管理者制度導入に伴う現看護師を含め、町職員の待遇については、職員組合とは既に話し合い等は行われていると思います。確認のために質問をさせていただきます。

現在の診療所の職員は、町職員という身分であるが、今後の身分はどのようになるのか、お聞きしたい。

また、新体制になることによって退職となれば、本人の意思ではない退職と考えられる部分もあります。ここで、行政として、町長として、退職金については、勸奨制度のような上乘せ等はないのか。また、新診療所への勤務を町からの出向として考えはないのか、お聞きしたいと思います。

次、羅臼の基盤産業でございます水産業に対する質問。

当町の基幹産業である水産業にかかわり、とりわけ町長がオール羅臼で取り組みをされている、いわゆるロシアトロール船によるスケソウ資源の枯渇と漁業被害についての質問をさせていただきます。

この問題につきましては、まさに20年以上にわたる深刻な課題となっております。大きな背景には、北方領土問題が解決していないことがあります。その中であって、政府間協議や民間協定がこの間続けられてきました。また、日本政府の責任として、漁具被害などに対する賠償も求めておりますが、なかなか解決策が見出せないのが現実のようでございます。

私は、20年間、いろいろな交渉の過程の中で、交渉する段階においては、もうちょっと政府機関等に発想を変えた提案も、今リセットする時期ではないかと思えます。

我が町は御存じのとおり、知床世界自然遺産の中で、スケソウの産卵場所があります。その資源を守ることが自然遺産の貴重な生態系を維持する上で非常に重要な課題であります。対ロシア、世界に向けて、改めて、この世界自然遺産にかかわる漁業のトロール船問題を発信することも必要かと思えますが、町長の考え方をお示ししたいと思います。

このロシアトロール船問題に関しては、羅臼町にとりましても、地域の大きな課題であると同時に、我が国としての国際的な自然保護や資源管理のあり方にもかかわる課題だと思えます。私自身、国後島を含む北方海域の操業に関する、ロシア政府の不法な漁業手法に憤りと怒りを感じているところでございます。

7月27日に、根室海峡におけるロシア連邦トロール船操業について、要望書を政府及び関係機関に提出されました。また、この問題に関しても町民の期待も大きい問題でございます。各要望先からの回答があるのみで結構でございます。回答があったら、内容をお示し願いたいと思います。

世界自然遺産登録に向けての条件としては、自然保護を初め、漁業者を含めた資源管理であったと記憶しております。4年間、私の落選中は、この後の形態が変わっていなければ、これはこのまま継承されていると思いますので、この自然保護等を初め、漁業者を含めた資源管理であったと、このように私は記憶しております。

これまで、町では、資源保持に努めておりますが、そういう努力をしている。いろいろな政策で頑張っていますということです。ロシアのトロール操業による乱獲により水産資源が枯渇している状況であると感じております。知床の水産資源を保持していくためには、ロシア政府の協力は絶対に必要であると考えことから、自然保護の権威である世界的な組織であるユネスコへの働きかけも必要ではないかと思っております。町としての考え方をお聞きいたします。

以上をもちまして、質問席の質問を終わらせていただきます。誠意ある理事者の御答弁を期待いたします。

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま高村議員より2件の御質問をいただきました。

まず1件目の指定管理者制度に対して、4点の御質問であります。

1点目は、指定管理者制度のメリットについてであります。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営において、民間事業者などのノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上とともに、経費の削減を図ることを目的としております。

羅臼町国民健康保険診療所にかかわる社会医療法人孝仁会を指定管理者とする制度の導入につきましては、具体的には、24時間救急対応や二次・三次医療圏との連携による一次救急医療体制の整備、作業療法士等の派遣によるリハビリテーション機能の提供など在宅医療の充実、脳神経外科や整形外科など専門外来の新たな設置に加え、各種健診や人間ドックなどの充実及び指定管理者と連携した医療講演会等の開催など、住民の健康づくりの取り組みの促進が図られると考えております。

また、運営面につきましては、医療安全管理指針に基づく事故防止対策の実施や安全管理のための研修などにより、職員及び組織の安全管理対策のレベルアップが図られることから、より安心・安全な医療提供が期待されるところであります。

また、経営面につきましては、薬剤、診療材料などの適切な在庫管理や孝仁会グループによる共同購入、臨床検査業務や医療機器等の保守点検業務の集約による管理運営経費の縮減が見込まれております。

2点目は、指定管理者による管理に関する羅臼町国保診療所運営協議会の考え方について

てであります。指定管理者制度導入後における診療所の運営に関して、評価及び助言等を行うため、羅臼町国保診療所運営協議会を設置することを予定しております。

この協議会の設置につきましては、指定管理者による診療所の管理運営が適正に行われ、安定的で良質な医療サービスが町民に提供されているかなどについて評価するとともに、診療所の医療機能や、その運営状況などについて町民に開かれたものとし、管理運営に町民の意見を反映させることに加えて、健全な診療所運営やよりよい医療を提供するための啓発活動なども行うことを考えております。

このことから、この協議会には、行政と指定管理者、医療・福祉関係者、町民や学識経験者など、その設置の目的に添った関係者での構成を考えておりますが、詳細につきましては、他の市町村の事例等も参考としながら、現在、検討を行っているところであります。

3点目の町職員の常駐派遣についてであります。

新たに出発する新診療所の運営につきましては、民間の経営ノウハウを生かした効率的な経営を行うとともに、羅臼町の医療ビジョンに沿った安定的な医療を提供することを基本方針としており、その実施においては、御指摘のとおり、指定管理者と町が密接な連携をとりながら運営を進めていくことが重要と考えております。

具体的には、指定管理者及び町職員からなる開設準備室を設置し、運営の移行に伴う諸準備、新診療所の体制づくりを進めることとしており、診療所開設後につきましても、町内唯一の医療機関として、町の施策と連携した住民への医療提供を円滑に行っていくため、指定管理者と町とが密接な連携が図られる体制整備をまいります。

4点目の指定管理者制度に伴う町職員の処遇についてであります。現在、羅臼町において、事務職のほか、医療技術職として診療放射線技師と看護師を配置しております。

今後の職員の処遇につきましては、一般的には地方公務員法第28条第1項第4号による分限免職による方法、配置転換による業務の変更を行い公務員の身分を保障する方法、一たん退職して指定管理者の再雇用を受ける方法の三つの方法が考えられます。

町といたしましては、分限免職の対応はとらずに、職員の身分保障を考慮した一般行政職への職種がえと医療経験を生かした指定管理者となる医療機関への転職について対象職員に説明し、本人の意思を尊重した対応を進めてまいりたいと考えております。

2件目は、羅臼町の基盤産業の水産業に対する3点の御質問であります。

1点目と3点目は関連して、ロシア連邦トロール船操業問題を世界自然遺産の見地からアプローチすべきとの御質問、御指摘であります。

2008年ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関であるIUCNの現地調査において、「スケトウダラの持続可能でない漁獲について、長期的な解決策を見つけるとともに、科学的な情報の定期的な交換のため、ロシアとの協力を継続すること」と勧告されております。

この勧告を受け、専門家などを主体とした情報交換と課題の発信を目的とした日露隣接

地域生態系保全協力プログラムが日露政府間で合意しております。

これまで、環境省、外務省主催でオホーツク生態系保全・日露協力シンポジウムを2回開催、環境省の働きかけで日露隣接地域生態系保全ワークショップを1回開催し、研究者間の情報交換、検討がなされているところであります。

今後は、研究者の協力のもと、根室海峡のスケトウダラ資源に関するロシア側のデータを提供してもらえるよう調整を進め、引き続き、世界自然遺産の海洋生態系の持続可能な利用の観点から、ロシア側及び国内の関係機関に対し、トロール船操業の問題について発信を行うよう、環境省、外務省にお願いしてまいります。

2点目のロシア連邦トロール船操業停止に対する要望活動についてであります。

7月27日に北海道、翌28日には外務省、農林水産省、そして道内選出衆参国會議員に要請してまいりました。要請者は、私と議長、漁業協同組合長、観光協会長、商工会副会長、漁業関係者といたしましては刺網漁業部会、すけそう刺網部会、安全操業漁業部会、また、商工関係では、水産加工振興協会、鮮魚買受人組合と、まさにオール羅臼での要望活動を行ったところであります。

要望内容は、水産資源の持続的利用による漁業生産活動を安定的に継続できるよう、根室海峡でのトロール船操業の即時停止に向けての具体的対応と、安全操業における漁網・漁具被害にかかわる補てん対策であります。

昭和63年からのロシアトロール船の動向と当町のスケソウ漁獲量の変遷及び安全操業における漁網・漁具被害の状況を説明し、外務省伴野副大臣、農林水産省筒井副大臣を初め政府関係者の方々に御理解をいただき、資源保護及び漁具被害について、今後もロシア政府に申し入れるとの回答をいただきました。

また、私自身、8月2日に、衆議院沖縄北方対策特別委員会に参考人として出席する機会を得ましたので、ロシアトロール船の問題、安全操業の安定的な継続について意見陳述をさせていただきました。

さらには、今回のオール羅臼での要望活動の結果、8月3日、第177回通常国会における農林水産委員会におきまして、自民党の伊東衆議院議員がこの問題を質問し、筒井副大臣からは、外務省と一緒に交渉を強化し、さらには漁具被害等に関して、日本政府での補てんを検討する旨の回答を得たものであります。

また、8月10日には、参議院沖縄北方特別委員会で、共産党の紙参議院議員が漁網・漁具被害の問題を取り上げ、松本外務大臣から「実効的措置をロシアに求めている」「今後とも働きかける」との答弁を得ており、また、新党大地、浅野衆議院議員のスケトウダラ資源保護と漁網・漁具被害防止の質問書に対し、「ロシアに再発防止措置を講ずるよう申し入れており、今後も漁具被害防止と漁業資源保護のため実効的な措置を講ずるよう求めていく」とする政府答弁書が9月6日、閣議決定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） まず、指定管理者制度の再質問をさせていただきます。

私の危惧していた質問は、大變的確で理解できました。ただ、この法案そのもの、制度そのものは大變若い制度でございます。この指定管理者制度に対するメリット、デメリット、いろいろ長所、短所あるかと思いますが、医療制度に対する指定管理者制度というのは余り全国にも、こういう制度の中では類がないのです。ですから、さらに、ここで細部に対して私は質問は避けたいと思いますが、まずは、町長が冒頭言われましたように、ちょっと2点、3点だけ言わせてもらいますと、指定管理者制度の主たる目的は何だと言われましたとき、広く民間事業等に公の施設の、いわゆる管理を代行させる、そしてまた、町民サービスの向上、それから経費の節減を図る、効率的、なおさら効果的に対応していくというのが指定管理者制度の目的ではないかと思いますが、理事者皆様方もこれはもう御存じのことだろうと思いますけれども、ただ、私が一番懸念される部分で、これはどうなのかと、町民に発信する部分で、協定書の、不採算の補てん額の限度額が1億2,000万円となっておりますね。町財政が赤字の決算になっても、この協定書どおりに履行するのですか、また、できるのですかという、ちょっと1点、この問題に関してはお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの質問でございますが、今日まで、羅臼町の診療所の管理運営、あるいは診察等に支援をいただけるということで、20回にわたる、それぞれ話し合いをさせていただいてきております。その中であって、今日までの羅臼町の国保病院、あるいは現在の診療所の経営収支を見ても、今後、24時間救急、そういった不採算の部分を抱えるとすれば、この1億2,000万円というような状況の中で、孝仁会にも十分御理解をいただいたというふうに思っております。

したがって、孝仁会としても、できるだけ自治体に迷惑をかけないようなことで運営をしていければという強い言葉もいただいておりますので、この限度額については、どんなことがあろうとも、これは支出していくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） そうですね、こういう状況の中で、医療だけは確保しなければいけないと思うけれども、ただ、この不採算部分は、行政も、町民も、受託者の孝仁会も、やはりできるだけこの額が減らせるような、そういう努力姿勢というのは必要かなと。

次の質問に移ります。

いずれにしても、先ほど私が言いましたように、指定管理者制度そのものが制度として大變若いということを言いましたけれども、私は、この指定管理者制度にちなんで、一つ、提言というか、苦言を申すのであれば、羅臼町国民健康保険診療所の指定管理者による管理に関する協定書、案ですね、今のところね、双方、内容をきちんと把握していただきたいと。そしてまた、この協定書は履行しなければいけない、これが原則です。今議会

での指定管理者、孝仁会病院の案件が上程されておりますが、議会の賛成の同意が得られた場合も、再度、基本協定に基づいて、今後も町民が望んでいる医療、そしてまた福祉、健康の充実と安心・安全に、町として本当に思えるようなまちづくりの構築が必要であると考えます。行政もこの指定管理者が可決されましたら、さらに特段の政策の姿勢が必要であると考え、町長の指定管理者に対する決意を再度お聞きしたいと思っております。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） お答え申し上げます。

高村議員お話しのように、指定管理者制度ができてまだ時間もたっていないと、まだ成熟されていないという状況であります。したがって、今回の我が町における指定管理者制度のみならず、全国的にいろいろな指定管理者制度が導入されている過程にありますけれども、当然これは初めての試みということもございまして。先ほど副町長が申しあげましたように、20回以上にわたる協議を重ねてきた結果、一定の協議が調ったということもございまして。したがって、その内容を十分お互いに精査した中에서도積み上げているということもございまして。

今回の我が町における指定管理者制度、診療所の運営ということに関しましては、理事長の地域医療に対する特段の熱い思いがあって今日に至っているということもございまして。そのことにつきましては、私は大変ありがたく思っておりますし、今お話のありました公設民営の制度、これについて当然協定書のことのみならず、法の趣旨に沿った中で進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、今回のこの診療所の運営、今までこのような状況が、町民に非常に不便と不安と御迷惑をかけているということの中で、今回こういう形でもって進めて最終的になるとするならば、大変ありがたいと思っておりますし、加えて、今後の運営については、町を挙げて、いろいろな面でもってバックアップしていかなければならないことであろうというふうに思っているところでございまして。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今の町長の決意を聞きまして、私も住民にこのような説明する舞台ができたことを大変心強く思います。この議案が通りましたら、なお一層の精進をした中の、役場職員を初め理事者の立場として、契約にのっとった事業をした中で、運営、経営をきちっと監視していただきながら、邁進していただきたい、このように思います。

さて、続きまして、ロシアトロール船の再質問をさせていただきます。

私は、先ほど言いましたように、ロシアトロール船の問題に関しまして、漁具被害ばかりではなく、町に及ぼす影響というのは結構大ではないかなと思います。この問題は、漁業を初め、水産加工場、また関連産業に従事する労働者の、いわゆる生活基盤を安定したものにするためにも、町としての働きかけは必要でないかと私は思います。

ただ、先ほども質問席で冒頭に言いましたように、20年間同じベースで同じような質

間、同じような要望をしてもなかなか見えてこない部分の中で、ちょっと発想を変えた中で、これまで長年にわたり、ロシア側に対してトロール船の操業を自粛するように要請しておりますが、操業はとまっていないわけでございます。操業自粛を要請しているだけでは問題の解決は難しいのかなど、このように思います。

ここで、日露双方の当事者同士が顔を合わせて協議される、そうするとおのずからいろいろなことが交わされ、実効的、いわゆる実際に効力のある解決策が見出せるのではないかなど。このようなこともロシア問題に対して発信できるのは日本国じゅうでも、この北方海域に住む羅臼、根室、稚内なのです。そこら辺ももう一度、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、高村議員おっしゃるように、このトロール船の問題、20年も全く解決になっていないということの中で、資源が枯渇しているということを憂えているわけでありまして、そういうことも含めながら、今回要請活動を行ったところでございます。

そういう中であって、交渉ということについては、今までも日露の洋上会談、あるいは毎年行っている安全操業の交渉、これはモスクワ本国に行って、関係者においてやっているわけでありまして、この席においても十分交渉しているということ、これについては直接交渉のメンバーになっている組合長からも話は聞いているところであります。とはいっても、結果として全く進展していないと、解決に至っていないということでもあります。したがって、これは国と国との問題もありますけれども、民間交渉という枠組みの中でもやっているわけでありまして、依然としてなかなか解決に至っていないと。

このことについては、いろいろ政治的な要因もあるかもしれません。あるいは、外交当事者が短期間でかわっていくという、そういう日本側の事情もあると思います。ロシア側は、そういう関係者は、ある意味では長い期間、同じポストでもってそういうことに携わっているけれども、日本側は短期間でかわっていくという中での交渉上のそういうお互いの温度差の違いもそこにはあるのかなというふうに思っています。

これは、私がそれ以上コメントする立場にありませんけれども、いずれにしても、国と国、本当の外交の問題、あるいはそれを補完する意味での民間の交渉という場面で、このことの解決に向かえるように、町としても積極的に今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 今の答弁、前進的な、答弁の中で私はそう思います。

ただ、先ほども言ったように、町長の答弁の中で、先般、オール羅臼で行かれましたとき、自民党の伊東良孝先生ですか、そしてまた、共産党の先生方、一丸となって、国もこの北方海域に対して御尽力をいただいていることには、大変私は敬意を表したいと思いま

すし、また、その市町村に住む長谷川根室市長、脇羅臼町長、また、北方関係の支援者の方々も行ったと聞いております。これもやはり、ただ1回の舞台ではなく、これからも都度あるごとに、それを継続することが私は肝要かと思えます。

このトロール船の操業による漁業被害は、平成11年以降、毎年被害が発生しているということは冒頭にお話ししました。平成23年、ことし、現在の状況を把握した中の被害総額は4,400万円にも達していると思いますが、この漁具被害ばかりではなく、それに伴う羅臼の経済に対する影響は、これははかり知れないと思う。数字で出しても出し切れないものがあるのではないかと。

このような厳しい現実を、私は一定の時期、1年がいいのか、半年がいいのかわかりませんが、時期を定めて、後から言いますけれども、なかなか政府間でもこの問題ができないのであれば、一定の時期を定め、漁業者、加工業者、関連する職種の方々、この方々の協力を得て、この文書というのは、少なからずとも、冊子にしても、ただ置いてしまえばただの紙くずです。これが一般的に本が好きの人、興味がある人は読みます。ただ、人間の心理として、目から飛び込んでくるもの、耳で聞くものに対しては物すごい五体が敏感に反応します。そういう意味で、私は、そういう関連するVTR、ビデオですか、ソフトですか、そういうものを作成した中で、ロシア政府、また関連する諸官庁、また、マスコミなど協力をしていただき、国民に理解を求める運動を、これは提言ですけれども、展開していく姿勢も我が町として必要ではないかと。

また、北方領土周辺水域操業の市町村にも呼びかけて、この問題は大枠の中でこういう攻め方も視野に入れていいのかなと、このように考える、視点を変えた発想の提言でございます。

町長の考え方をお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 御提言、そのとおりだと思いますけれども、確かに今回行って感じたことは、今まで、ともすれば、要望書あるいは提言書というのは、文字だけでつくられていたことが多かったというふうに思います。今回、羅臼単独でロシアトロール船の要望をするに当たって、ロシアトロール船の操業状況も含めて写真を添付しました。それから、トロール船の操業状況とスケソウの漁獲量の状況と対比した形の図表もそこに添付しました。したがって、それを説明することによって、かなり理解してもらえる部分があったと私自身思っております。ただ文書で言っただけではなくて、写真を見せたということによって、こうだったのかと、こういう状況なのかということがかなりわかっていたということが非常に大きかったなというふうに思っていますから、それには当然今後も工夫してまいりたいと思っています。

今回、私どもが単独でやる以前に、当然、根室管内の開発促進期成会、あるいは1市4町の北方領土隣接地域振興協議会等々の中でも、このロシアトロール船の問題については取り上げていただいておりますし、いろいろな場面で言ってまいりました。しかしなが

ら、なかなか進展しないという状況の中で、今回、単独要望となったことでありますけれども、先ほども御答弁申し上げましたけれども、今まで全くロシアのほうにその申し入れをするというだけで終わっていたのが、今回、先ほど申し上げました筒井副大臣が、日本政府としても交渉について検討するということまで踏み込んだ回答をいただいて、非常に大きかったなというふうに思っていますから、今回それをベースにして、さらにまた要望を続けてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） ありがとうございます。町長も元は国後の島民であるし、また、それを一番理解できるのは我が町の脇町長でないかなと私は思います。そして今、4町の町村会長でもあられるし、そういうアプローチというのは、地元の羅臼の脇町長だからできるというのがあるのです。そこら辺をしっかりとらえてほしい。

私は、この安全操業とトロール船問題に、恐らく町長の回答がこうでないかなとある程度想定した中で、なかなか国というのは見えてこないのですよね。それで、13日、きのうおとといです。外務省欧州局ロシア課の岡野課長に直接電話を入れさせてもらいました。本人が出て、20分ぐらいお話しさせてもらいました。この北方水域に対するロシアのトロール船問題、漁業被害の問題、合わせて2点、20分ぐらいの電話でしたけれども、回答を得るといふより、先送りみたいなような、全然私は実にならない、私も地元の田舎議員であるけれども、町民のことを思えばこそ、あなたに電話しているのだと一喝しました。それで20分ぐらい話しまして、これから外務省に来たときはぜひ会ってくださいということで、そこで最後は要請みたいな形になりました。ただ、町長が言ったように、なかなか不透明な問題。

ただ、漁具被害の関係に関しては、これは一枚外務省欧州局ロシア課のほうも絡んでいると思いますけれども、ここはちょっと視点を変えて、私は、きのうおとといの13日の午後6時に、水産庁の佐藤長官にお電話をさせていただきました。現実として、水産庁長官としてどう考えているのか、外務省の岡野課長の話は聞いたこともお話ししました。だけれども、水産庁長官のお話では、前向きには進めさせていただいていますというだけでは私は答えではない。政治も官僚も実をとって地元に戻してもらわなければいけないのです。今度、町長さんが来たときには、そこら辺のこともお話ししたいと言っておりました。ひとつ、そこら辺もロシア課の岡野課長と水産庁の佐藤長官も。

ただ、最後に、こういう文書をいただきまして、例年10月ころ、北方四島周辺水域操業の枠組み協定に基づく交渉が行われると承知しております。根室海峡におけるロシアトロール船の操業による漁具被害及び資源枯渇の問題を含め、安全操業に関する羅臼町の漁業者等の関係者の率直な要望を聴取してください。ことしの交渉の前に行われる地元からの要請の際に、外務省に対してしっかりと伝えてほしいと、受けますという文言が入った要請等しております。

こういうことで、これからも、こういう問題は大変大きな問題でございしますが、全町一体となって、私も一議員として頑張りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問を終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） これで、4番高村和史君の質問を終わります。

ここで、11時10分まで休憩します。11時10分、再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

私の質問テーマは3件9項目です。最初に、災害・津波対策についてお伺ひします。

3.11東日本大震災を目の当たりにして、国民、住民は被災地に思いをはせ、その復興を願うとともに、自分たちの地域であるような大地震や津波は起きないのか、防災や避難は大丈夫だろうかとの不安を強めています。

私は、6月議会で、津波ハザードマップの早期作成、災害備蓄品の確保と避難施設、避難路について質問をいたしました。当局のお答えは、津波ハザードマップ、災害備蓄品については予算化をしたと。避難については、自分の命はまず自分で守ることが重要であるとのことでしたが、3点質問いたします。

1点目、津波ハザードマップ作成スケジュール及び活用計画についてお答えください。

2点目、災害備蓄品の具体的品名、規格、数量、及びそれらの品目、数量の根拠、そして、備蓄品の保管場所と備蓄完了時期についてお答えください。

3点目、町長は、災害時、自分の身は自分で守る自助、これを強調されましたが、改めて、災害時の自助・共助・公助についての考え方を伺ひします。

次に、当町の人口減少問題について質問いたします。

2007年7月、4年前ですが、北海道新聞に、北海道の人口が2035年に現在の552万人から440万人まで減少するとの国立社会保障・人口問題研究所による試算が報道されました。率で21%の減少率です。

道内人口が2割減少すれば、働き手の減少、社会保障費の負担増、さらなる少子高齢化と深刻な影響が予想されます。ちなみに、人口440万人のうち4割、約176万人が65歳以上と試算されています。

その上で、質問いたします。

1点目、羅臼町の活力を維持するための人口規模を町長はどの程度とお考えか。また、当町の人口減対策及び少子化対策についてお答えください。

次に、行政情報システム、いわゆる電子自治体化についてお伺いします。

総務省は、全国の自治体の電子化とともに、複数の自治体の共同利用という形で、合併も視野に入れ行政情報システムを推進しています。当然、一つの自治体だけでは財政的負担が大きいため、財政支援も含めた取り組みとなっています。

地方自治体は、さまざまな仕事を分類し、個々の仕事に対応してパッケージソフトとして開発し、購入している状況になっています。一番の例が介護保険です。制度が変わるたびに多額の購入費が予算化されています。

最近、総務省は、自治体クラウド方式を積極的に進めているようです。自治体クラウドとは、各自治体の情報、戸籍とか、あるいは税金、財務、地図、福祉の個人情報などの情報を外部のデータセンターに移して、各自治体は端末のパソコンのみでデータを送ってすべて処理してもらう方式のことです。

住民の利便性や自治体の個々の能力を考えると、私は、この方向性は理解しますが、一番の問題は、住民の重要な情報が常時外部に流され保存されることです。

その上で、3点お伺いします。

1点目、電子自治体化への国や道の指導の状況。

2点目、釧根の各自治体の電子自治体化の進捗状況。

3点目、当町の取り組みと考え方をお伺いし、再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員から3件の御質問をいただきました。

まず1件目の災害・津波対策について、3点の御質問であります。

1点目の津波ハザードマップ作成スケジュール及び活用計画についてであります。9月16日にハザードマップ作成の入札を、あす実施する予定でございます。具体的なスケジュールにつきましては、決定業者と協議をしながら進めてまいります。作成に当たっては、町民の意見を反映させたハザードマップを作成したいと考えておりますので、町内会会長会議等で説明会を開催しながら、3月中に完成し、全戸配付と羅臼町ホームページの掲載を予定しております。

ハザードマップの活用方法につきましては、羅臼町地域防災計画の見直しにあわせて反映してまいります。

また、各家庭はもちろんでありますが、町内会や職場等の防災訓練での活用をしていただきながら、町民の防災意識の高揚が図られるよう啓発してまいります。

2点目の災害備蓄品の具体的品名、数量及び品目、量の根拠、保管場所と備蓄完了時期についてにつきましては、既に整備している備蓄品は、日本赤十字社から災害用備蓄品として寄附していただいた毛布400枚、1畳カーペット60枚、寝袋10個、日用品セット200個があり、峯浜町福祉館や旧知円別小中学校、公民館、体育館、役場に分けて保管しております。

また、今年度整備する備蓄品につきましては、東日本大震災被災地へ救援物資として送りました備蓄品の補充であります。各福祉館や町内会館の14カ所の避難施設へ整備するもので、暖をとることができる備蓄品を最優先して発注しております。内訳は、防災用対流型ストーブ各1台、ラジオつき懐中電灯各2個、災害救助用毛布各10枚、防災用アルミブランケット、いわゆる防寒シート各8枚となっております。

このほかに、給水パック各6個の備蓄品も既に整備しておりますが、各避難施設の備蓄品の整備は平成21年度から整備を始めたものであり、備蓄品目や数量等は全体的に不十分な状況にありますので、今後、さらに暖房器具や水、食料等も含めた備蓄品を計画的に整備していく必要があることから、財源調整も考慮しながら、今後3年ないし5年を目標に考えております。

さらに、備蓄品の保管場所は、各福祉館や町内会館、公民館、体育館等に保管しているのが現状であります。大津波を想定しますと、幌萌町オートキャンプ場管理棟や栄町高台の空き教員住宅、さらには旧知円別小中学校等を備蓄品の拠点施設にすることも検討してまいります。

3点目の災害時の自助・共助・公助についての町としての考え方についてであります。災害時の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切であると考えます。

防災の基本は、みずからの安全はみずからが守ることであり、町民が日ごろから災害について備え、適切な対応をとることが自助であり、次に地域住民が防災対策や災害活動を行うための自主防災組織を結成し、地域の特性に合った対応をすることが必要であり、これが共助であります。公助につきましては、行政はもちろん、各関係機関と連携を図りながら、災害の発生からできるだけ早く応急対策活動を行うこととなりますが、災害時の公助には限界がありますので、ふだんから地域で連携し、自助、共助の充実を図っておくことが重要であると考えております。

次に、2点目の羅臼の人口問題に関して3点の御質問であります。

1点目の町の活力維持の人口規模の考え方についてであります。羅臼町の人口は過去10年間で約1,000人程度減少しており、平成22年12月末には6,000人を割りました。本年8月末では5,953人となっております。

町の活力を維持するための人口規模は、定住人口と交流人口の関係や、生産年齢人口、労働力人口、あるいは高齢者人口などの構造によるところなどに左右されるため、単純に数字に置きかえることは難しいところではありますが、当町においては、現在の経済規模や魅力あるまちづくりを推進するためには、現状の人口を維持することが重要と考えております。

2点目の人口減対策であります。全国的人口減少は当町においても例外ではなく、今後、当町の人口推計は、2020年には5,000人を割ると推計されております。

人口減少が及ぼす影響は、コミュニティーや経済、地域の持続可能性を基盤から揺るが

す自体をもたらします。経済活動の鈍化、税や社会保障における負担増、町内会の活力低下、また、子育て、学習環境など子供たちの健全な教育環境をも奪い、次代を担う子供たちの成長に悪影響を与えることも少なくありません。

これら人口減少の影響は、町の存亡にかかわる重大な問題であることは言うまでもありませんが、人口減対策の基盤となるものは、「安心して安全に暮らせるまちづくり」であり、その基本は、地域における医療・福祉の向上と産業の活性化や財政の安定であります。

当町といたしましても、これまで崩壊寸前に追い込まれていた医療と財政運営において一定のめどが立ったところであり、今後は執行方針に基づき、行財政の安定を図りながら、定住人口とあわせて交流人口の拡大、産業活性化の施策を体系的に推進していかねなければならないと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

3点目の少子化対策についてであります。

近年の少子化傾向は、羅臼町におきましても出生率の低下により確実に進んでいるところであります。10年前の平成13年には年間76人の出生がありましたが、年々減少し、平成22年の出生は37人とほぼ半減しております。

少子化への対策といたしましては、町では、次世代育成支援地域行動計画を作成し、安心とゆとりのある子育ての各施策を推進しているところでございます。具体的には、妊婦からの各種相談や健診助成、乳幼児健診などの母子保健活動、子育て支援センターを核に、入園前の親子が気軽に集える場の提供を行い、子育て中の世代が暮らしやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

また、この計画を作成するに当たり、平成21年度に行った調査においては、保育サービスが利用できれば就労したいという母親が26%となっております。町内で子育てをしながら就労していけるよう、民間によるゼロ歳児からの託児施設の整備も進めているところであります。

多様化するニーズに対しましては、きめ細やかな対応が求められていることから、行政のみならず、地域社会全体による支援が重要であります。今後も羅臼町で安心して子供を産み育てていける環境をつくっていけるよう、町民の方々や地域の活動団体などと連携、協力しながら取り組んでまいりたいと思います。

次に、3件目の行政情報システム、電子自治体化について3点の御質問であります。

1点目の電子自治体化への国及び道の単独自治体への指導についてであります。総務省が平成20年度に電子自治体の取り組みの一つとして、共同アウトソーシング事業、すなわち複数の市町村などが共同で電子自治体業務の外部委託を行うことにより、低コストで高いセキュリティー水準のもと、共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うことが示されました。

このことから、当町が利用しております行政情報システムの提供元である北海道自治体情報システム協議会（北海道町村会情報センター）においても、データセンターにおける

共同利用を平成18年度から実証実験を行い、平成20年度から本格稼働しているところ
であります。

2点目の釧根自治体の進捗状況につきましては、当町が加入しております北海道自治体
情報システム協議会には、釧根管内11町村中6町が加入しておりますが、そのうち、2
3年度中までに3町がデータセンターの運用を開始しております。

3点目の当町の取り組み状況につきましては、さきの東日本大震災の津波で住民情報が
失われるケースもあり、住民情報を守る観点からもデータセンターの運用は当然必要とは
思いますので、設備費やランニングコスト等を考えながら検討してまいりたいと思ってお
ります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 再質問をします。

最初に、電子自治体化についてお答えがありました。総務省が相当積極的に進めてい
る、あるいは道も当然それをもとにして、道のほうからも電子自治体化について各自治体
へ要請そのほかあるのだろうというふうに承知をしております。

先ほども申し上げましたが、この行政情報システムは、住民の利便性や、あるいは各自
治体の個々の能力を考えると、ある意味、非常に合理的で効率的というふうに私は思い
ます。

それでは、デメリットとして考えられることは何か、お答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 懸念されるということでありますので、例えば個人情報の流
出、あるいはコストの増というようなことが考えられるというふうに思います。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 極めて明快なお答えだと思います。私もそう思います。

住民の重要な個人情報管理が実は最大の問題なのですね。自治体クラウドと先ほど説明
しましたが、これは住民の情報が常時外部に流れ保存されると、こういうことになりま
す。そのことで、全国的には情報流出の事故も発生しており、対策が必要だというふう
に考えております。

具体的には、情報回線の問題、インターネットとの接続問題、データセンターがどこに
存在するののかという問題ですね。津波が起きる可能性のあるところにデータが集約され
ると、それは大変なことになると、こういうことです。それから、データを委任するデー
タセンターの企業の問題。実は、その企業がさらなる民間委託を行うのです。アウトソー
シングというやつですね。による個人情報保護の問題。それで、あと、自治体のセキュ
リティーポリシー、これは自治体でいうと条例とか規則で定めるということになると。細
かいことをいうと、ここにいらっしゃる幹部職員の皆さんの個人的なパソコンの問題だ
って出てくるのです。実はですね。全国事例はそういうところから情報が流れているとい
うことがありますから、そういうことがいろいろあるのだろうと。

これは、町としてまだ具体的に進めておらないということもありますので、一たんそういうデメリットに対する対策が必要だということだけ申し上げて、次に移りたいというふうに思います。

人口問題についてお答えをいただきました。

町長も人口減少問題については、恐らく心を痛めておるのではないかというふうに私も考えております。

将来の当町の人口推計については、以前にも私、議会で取り上げたことがあります。先ほど北海道の減少の問題を先に申し上げましたが、確認の意味で、当町の人口推計はどうなっているかということをお知らせしますが、平成42年、2030年、2030年というところから19年後ですよ。19年後に羅臼町は現在の人口約6,000人から3,756人になると推計されている。本年度対比でいうと35.4%の減。人数でいうと2,058人減る。年代別にいきますと、ゼロ歳から19歳の人口が現在1,070人です。560人減って507人。20歳から64歳、就労者人口といいますか、これは現在3,450人いますが、これから1,527人減って1,929人。これはあくまでも推計の数字ですが、人口は半減、子供も半減、働く年代の人たちも半減する。こういう恐ろしい人口推計がされています。

これはあくまでも推計ですから、どういうふうに動くのかという問題はもちろんありますけれども、割と高い確率でこのとおり推移しているということですので、私たちはこれに対して何かしらの手を打たなければいけないということは、ここではっきりしているわけですね。

この人口減の最大の問題は、羅臼町が維持できるかどうかという、こういうことになると思うのですが、具体的にどういう形であられるかという、財政問題としてあらわれます。自治体の主要な財源である地方交付税は、人口が算定基準の一つになっておりまして、人口減は収入減に直結するというふうに私は考えます。6,000人から3,000人になるわけですから、人口の部分だけでいうと半分に減るということですね、単純に言いますとね。ほかにもいろいろな道路の延長面積だとか広さとか、いろいろなことが要因としてあるのでしょうか。

人口減対策と少子化対策についてお聞きしました。有効な計画の一日も早い実行が求められるというふうに思います。

あと19年たつと人口は半減する。この数字が示すとおり、羅臼町は町の活力が減少していく。このままでは、将来的にも町の基礎体力が衰えてしまうことになるというふうに私は強い危機感を持っています。

ただ、この人口問題は、広義の意味でとらえれば、例えば、まちづくりの問題、産業活性化の問題、いろいろなことが恐らくテーマになってくるというふうに思いますが、今回は人口問題ということで、ちょっと狭い意味に絞って質問させていただきます。

その上で、人口減少対策をどういうふうに位置づけるかということなのですが、私は、

喫緊の課題、非常に今すぐ取り組まなければいけない課題としてとらえて、子育て支援、少子化対策に重点化すべきではないかというふうに考えております。

先ほど町長のお答えの中で、ここ数年間で生まれてくる子供が76人から半分ぐらいになったというお話ですとか、あるいは、今、当町でやっているのは健診の助成であるとか、子育て世帯の保育を含めた環境整備の問題であるとか、トータルとしては、安心して子育てできる環境、おっしゃるとおりだと。問題は、その具体化をどうするかということなのだと思うのですね。安心できる環境、子育て世代を助ける環境の整備、そのために具体的に何をやるのかということが実は非常に重要な問題なのです。

具体的にちょっと私のほうで乱暴に申し上げますけれども、子育て世代を助けるのだ、安心して子育てできる環境にするのだということかというと、そういう精神的な項目ではなくて、具体的にはこんなことをやらなければいけないのだと。例えば、保育園とか幼稚園の無料化あるいは軽減措置、小学校、中学校の給食費を無料化もしくは助成、通学費の無料化もしくは助成、出産祝い金の拡大、子育て応援助成、子供医療費無料化の年齢の拡大、いろいろあるかと思います。これらを財政上厳しいからということで、なかなか手をつけられない。当然、羅臼町はいろいろなことをやっています、ある意味でね。ただ、私の評価は、それはそれで非常にいいことなのですが、残念ながら、国の基準あるいは道の基準の事業ですね、ほとんどの場合がね。明らかに人口が減少するのだということかというと、財政問題を理由にこれをなかなかやれないと今おっしゃったことが具体化できなるとすれば、あと10年、15年たつて人口がどんどん減っていったら、もっと財政上厳しくなるわけですから、全く手をつけられない、こういうことになるのではないかと。だから、私は今、これらについてできるものから、多少無理があっても、具体的に事業化する、あるいは制度化すると、こういうことが大事だというふうに思います。

次に移ります。災害・津波対策です。

9月1日、十四、五日前ですが、この日は防災の日ですが、同日付北海道新聞に、釧根地域の大地震予測が掲載されました。道の予測ですが、記憶もあろうかと思いますが、500年間隔地震というやつです。十勝沖と根室沖が連動すると東日本大震災と同じマグニチュード9の規模になるというふうに予測する専門家もいるようです。

政府の中央防災会議の道東地域での500年間隔地震の災害想定、これが出ているのですが、津波によって4,600～5,600棟の建物が全壊または焼失、住民の避難意識が高い場合を前提にしても、夏の正午の発生で死者100人、冬の発生なら720人と見込み、住民避難の意識が低い場合、死者数は850～880人に達するという予測がされています。

そして、私たちのまちの羅臼町のすぐ前というか、根室の沖ですが、根室沖の今後30年以内の地震発生率は40～50%で、震度6強の地震が起こると、こういうふうに言っているのですね。この確率で。これで全壊271棟、死傷者1,225人と予測されています。

一方、内陸に目をやると、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島の基部、ここに分布する活断層からなる標津断層帯で最大震度7の地震が発生し、木造住宅1,339～2,040棟が全壊、813～2,059人の死傷者が出るというふうに予測されています。大変な高い確率なのです。

そして、今言った死傷者の数ですとか、建物の崩壊という数字には、実は津波は入っていないのです。津波被害は今申し上げた数字の中に入っていないのです。だから、これに津波が来たということになるとどれだけの被害になるか。

町長もこの報道をきっとごらんになったと思うのですが、羅臼町を預かる責任者として、どのような感想を持ったか、一言お答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことに関しましては、いろいろな専門家の科学的なデータも含めて推定ということであります。その推定のデータを見る限り、大変な状況になるのだなということを思いましたし、一方で、そのためには、我が町として、行政を預かる私としても含めて、行政はどうあるべきなのか、すぐ結論が出るわけではありませんけれども、何とかいろいろな対策を講じなければならないというふうに思っておりますが、では、それを具体的に想定した中에서도何ができるのかというふうに考えたときに、いろいろな対策なりはあるかもしれませんけれども、やはり第一には、何回もくどいように申し上げておりますけれども、みずからの命はみずからが守るのだという、そういう意識、個人個人の意識、さらには、家庭でのそういうコミュニケーション、さらには広げて、先ほども申し上げました共助という意味では、地域、隣近所、そういう部分での常日ごろの災害ということに備える、特に、このことについてはハード、ソフト両面あると思っておりますけれども、まず、この辺ではソフトの部分でもって住民の意識を向上させると、災害に対する意識ということが大事であろうというふうに思っております。

したがって、報道から、さらに今後どうすべきかということについては、私なりに考えるところはありますけれども、今この段階でどうするこうするというの具体的な策は申し上げる状況にはありません。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 自助・共助・公助と、こういうことで先ほどお答えいただきました。町長がおっしゃるように、基本的には、自分の命は自分で守る。しかし、自分の命を自分で守るといっても限度があります。そのために、町内会単位であったり、あるいは公助といわれる行政として、特にハードの面が重要になるのかなと思うのですが、これは非常にお金がかかるということもあります。

津波ハザードマップについて、来年の3月完成。広報で周知する、あるいは町内会単位で説明、非常に大事なことだと。ぜひ、そのようにやっていただきたい。

津波注意看板というのがありますが、町長は御存じでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） はい、承知しております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私が別海にちょっと会議があって走るときには、標津町のまちを
通って、尾岱沼回りで別海へ入るのです。尾岱沼のあの右側のコンビニを、余計なこと
ですけれど、コンビニのところから右へ入っていくのですが。羅臼町から標津町へ入ると左
側に、津波注意という看板が出てきます。尾岱沼へ向かって市街地近くになると出てくる
のです。

どういものかといいますと、こういうふうに書いているのですね。高さ1.2メート
ル、幅1メートル、長方形、こういう形で立っているのですが、津波のマークが三角の中
に入っていて津波注意。この道路は標高2.8メートルですと。これが日本語と英語
で書いてあります。

私、先日、標津を通ったときに、あの大きい川を、加工場があって橋がありますね。橋
から向こうのところ、左をじっくり見て行って、これを全部見ましたら、中標津へ行く右
側の角にスタンドがあって、あそこからちょっと入ったところまで8枚、この看板が出て
います。町内に。ある意味では50メートル間隔でついているみたいな。

私もちょっと気になったのでメモしたのですが、2.8メートル、4.7メートル、1.
7メートル、1.8メートル、1.2メートル、こういうふうに全部違うのです。要するに
ここの道路は、標高、海拔ともいいますが、大体同じ意味です。水面から何メートルか
ということなのですが、これが明示されているのですね。

なぜ、羅臼町はないのだと。なぜ羅臼町はないのか、お答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 確かに、標津町に入りますと、津波注意、この道路は標高何
メートルですという看板が目に入るかというふうに思います。羅臼町でなぜないのかとい
うことでありますけれども、これは北海道が策定をいたしました津波浸水予想図の中で、
津波浸水想定区域に指定されていることがまず一つ条件でございます。なおかつ、津波ハ
ザードマップが作成完成している地域。これに対して、開発局でその看板を500メート
ル間隔で設置をするということでもありますので、実は現在、北海道が羅臼町を津波浸水想
定地域と指定していないというのが一つございます。現在、この防災計画の北海道も見直
しをしておりますので、この辺の見直しが図られるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 私も今質問した内容で、開発局の中標津道路事務所、私もちょっ
と行ってきました。なぜないのだと。いや、指定されていないのだと。羅臼町は標津や尾
岱沼のあたりよりも津波はないというふうに道は考えたのですかと聞いたら、道路事務所
そのものはそんなことを答える立場にありませんから。ただ、私が言ったのは、これだけ

3.11の大きい地震があつて、500年間隔地震がこんなふうな状況で高い確率で予測されているときに、あなたは、羅臼町は津波は来ないというふうに思わないでしょうと。いや、そのとおりですと。私は羅臼町にも、住民が自分の住んでいるこの地域は標高何メートルなのかと知っている、これは自助ではできないのです。共助でもない。これがまさに公助なのです。ないとやっぱり心配なのですよねと言ったら、いや、そのとおりですと。なぜないのですかと言ったら、今、副町長が答えたとおりの。道が指定しなかったというのとハザードマップがないということなのです。

だから、ハザードマップを早くつくって、強く申請してください。そうしたら、道路事務所の課長さんは、町のほうから申請があれば当然前向きに考えますと、担当課長としてのお答えでした。正式な答えではないけれども、標津町にあつて、別海町にあつて、羅臼町がないというのは、どうしたっておかしいわけですから、そういうお答えでした。

やっぱり町でやるとなったら大変です。津波注意看板は、1件当たり約20万円です、経費込みで。これを10個つくるだけで200万円と、こういう世界ですから。ただし、津波避難場所の誘導看板は羅臼町も全部ついていますので、これはこれでよろしいかなと。

ぜひ、担当課のほうから、羅臼町として津波注意看板の設置について条件を整えて、できるだけ早く市街地の、ポイントポイントでいいと思うのですが、つける。このことによつて町民が、うちは海面から3メートルしかないんだよなど、5メートルの津波が来たらアウトだよなどという、ある意味での意識啓蒙にもつながるのではないかなというふうに私は感じます。

災害備蓄品についてお答えがありました。役場や小中学校、あるいは14カ所の避難施設でそれぞれストーブとか、冬対策でしょうけれども、こういうことだというふうに思っています。

羅臼町の避難場所は14カ所くらいと承知していますが、私は、これらのすべてに災害備蓄品を全部セットするというのは、余り合理的ではないというふうに考えています。ましてや、10メートルで半分だめだということで広報にも出ているわけですから、そこにいろいろなものを置いても完璧に流される。

私は、備蓄場所に、話にもありましたけれども、役場ですとか、あるいは羅臼小学校、春松小学校、高層の建物ですから、あの屋上に集約する。緑町の高台でもいいですよ、一たん津波が去った後のことが大事なわけですから。そういうところに集約すべきではないかというふうに思います。その意味では、学校等の高層住宅の屋上機能ですとか、外からすぐ上がっていくための屋外階段の機能の強化ということが必要だというふうに思います。

学校がなぜ避難施設として有効かという、まず部屋が小さく仕切られているということであるとか、あるいは、調理室があつたり、トイレも結構な数でセットされている。羅小とか春小、先ほど古い学校に置くというお話ありましたけれども、羅小、春小、あるい

は役場は耐震も恐らく大丈夫だろうというふうに思うので、学校をぜひ避難場所、災害備蓄の拠点として考える必要があるだろうと。

前回、備蓄品についてお聞きしたとき、町内のコンビニやスーパーとの連携も考えているという、先ほどお話はなかったですけれども、そういう契約にもなっているのだと思うのですが、大津波が発生したら恐らく全部だめでしょうから、やっぱりどうしても備蓄が必要。

その意味では、先ほど毛布が各10枚とか、何かいろいろそんな話がありましたけれども、備蓄物資は、子供たち、あるいは想定避難者数、どういうふうに避難者数を想定しているのかよくわかりませんが、きょうはこれ以上聞きませんが、これをある程度決めて、食料、水、防寒具、毛布、携帯トイレとか、あるいは発電機なんかもきっと必要になってくるのだらうと思うのですね。

私は、今申し上げましたように、学校施設をあらかじめ避難場所として必要な機能を備えていくということが、すごくこれから大事になるだろうと考えます。これについて町長のお考えをお伺いしたい。それと学校施設ですので、教育長からもちょっと一言、この考え方についてのお答えをいただきたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） お答えいたします。

備蓄品の人口に対する割合ですけれども、人口の約30%ということ想定した中での備蓄品ということになります。

先ほど答弁で申し上げましたけれども、学校というのは、防災センターになっている旧知円別小中学校のことを申し上げております。したがって、坂本議員がおっしゃるとおり、やはり高台というところに拠点的に置く必要があるだろうと。ただ、このまち、こういう細長いまちですから、1カ所というのはなかなか機能しないと。例えば途中でもって橋梁が1本もし通行が不可能になれば搬送ができないということもございますので、したがって、岬町から峯浜までの間、何か所かにそういうことが必要だろうというふうに思っているところであります。

特に、食料品とか飲料水というのは期間があるものでありますから、そういうことも含めますと、永久にそれをただ備蓄していくということではなくて、一定の期間の中でもって、あるいは賞味期限等があるとすれば、前段にある程度それも更新しなければならぬということも出てまいると思います。そういうことも含めながら、学校ということがございましたので、これについては教育長のほうから御答弁したいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 屋外機能としてのとらえ方ということもございますけれども、御承知のとおり、小学校につきましては、校区の保護者の方々が日ごろ、PTA活動等になれ親しんでいるというようなこともございますし、また、特に春松小学校につきまして

は、資料によりますと海拔で10メートル程度と、グラウンドでですね。それに校舎の高さを加えますと、屋上までですと22メートル程度の高さが確保できるものというふうに見込んでおります。

また、屋上のほうにも手すり等を張ってございまして、そういう施設機能がなされているということでございますので、御指摘のことにつきましては、付近の方々の避難する場所としても適用できるものというふうと考えております。

また、小学校につきましては、屋上のほうの機能につきましては、若干不備があるものの、子供たちを避難させる、もしくは付近の住民を避難させるという部分につきましては、屋上の耐力、強度につきましても十分あるものというふうと考えておりますので、御指摘につきましては、ある程度対応できるものというふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 今後の課題として、先ほど毛布とかストーブという話もありましたけれども、冬場の場合は、被害が倍倍でふえるということが予想されます。特に高齢者ですとか、弱者というよりは小さい子供たちはもたないです。一晩、氷点下15度も20度もなると、体がぬれているなんていうことになると思います。

今後の課題としては、寒さ対策ですとか、あるいは物流機能が停止しますので、物資不足の対策、あるいは停電、通信障害による情報の遮断に対する対策、あるいは、これも前に申し上げましたが、福祉避難所というのもやっぱり一つどこか設けなければいけないなどなどあります。

先ほど申し上げました、根室沖500年間隔地震の発生確率は、今後30年以内で40～50%、極めて高いレベルでの予測がされていることを踏まえて、国の第一義的な責任とともに、それぞれの地方自治体、羅臼町なら羅臼町で、国や道の対策とあわせて備えることが求められる、これは当然のことだろうというふうに思います。

羅臼町では、一体どのような災害が発生するのだろうか、火山の問題もある、大きい地震が来たときは津波の前に山が崩れるだろう、町長が前回おっしゃっていましたね。全部岩場ですから、ごろごろ来て、まずそれでいってしまう。ただ、それだとまだ助かる確率がある。そこへ津波がどっと来たらアウトなのですね。羅臼町として、どういう災害が発生する危険があるのか、やっぱり地域が主体的に独自にも最大限努力して、地域防災計画を見直し、練り上げる姿勢が大事だと私は思います。

行政と住民、専門家の知恵を集めた研究と検討を重ねて危険を回避し、被害を最小限に抑え、犠牲者を出さないための防災事業をハード、ソフトの両面でしっかり進めることが大事。しかし、このハードというのは非常にお金がかかります。その意味では、やっぱりソフトの強化ということなのだろうと思います。

できることから着手する。例えば、来年の3月ということですが、一日も早く津波のハ

ザードマップを完成させる。それから、これも申し上げました、津波に対応する津波注意看板の設置を行う。それから、避難所の設置、設定の充実、避難施設の機能の強化。それから山への避難路、山へ上がる簡易な階段、こういったものも、これは恐らく初歩的な事業だというふうに思います。小中学校の校舎、体育館の耐震化や災害時の応急避難場所としての機能、実はいろいろあるのですね。貯水槽をどうするか、備蓄倉庫をどうするか、トイレをどうするか、自家発電装置をどうするか、実はこれらは全部国庫補助対象になっています。町で全部持たなければならぬと、こういう問題ではないので、もし学校ということで検討が進むとすれば、当然そういう補助がありますので、そういうことでやっていったらいいのではないかと。

町長からお話ありましたが、私も意見が別に違うわけではないのです。町民への避難訓練の問題だとか、こういうハザードマップづくりとか、あるいは学校教育との関係ですね、こういうソフト事業と組み合わせて進めることも地域の防災力を高めることになると思います。こうした事業は、福祉ですとか、教育環境の整備、地元の中小企業の仕事づくりと一体で進めることができると思います。何よりも住民の安心、安全と地域の活性化を図るものになると私は思います。

最後に、いま一度、町長の羅臼町の防災についての基本的な考え方、一言だけ決意をお聞きしたい。そのことを伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま決意ということであります。今、坂本議員おっしゃるように、災害には同じ自然災害でも、ある程度予測される災害と突発的な災害ということがあります。予測される災害としては、当然、暴風雨であるとか、雪であるとか、そういうことはある程度、今気象データもかなり正確になってきていますので、あらかじめ備えられるということがありますけれども、とにかく地震であるとか火山の爆発であるとか、そういう部分については突発的に起こるということでもありますので、全く予期しない中で、いつどういう状態で起こるかわからないということを考えてときに、我々としては自然のそういうことに防ぎようがないこともあるかもしれませんが、それはそれとしても、できる限りのそういうソフトあるいはハード面ということ、御指摘いろいろありました。できるところからということでもありますけれども、やはり第一には、公助という部分についても、最終的にはそれがあがる程度一時落ち着いた段階で、二次的な対応ということにならざるを得ないということもあります。したがって、何としても、これは町民一人一人のそういう防災意識の高揚と、ここがやっぱり最重点であろうというふうに思っています。それを行政としては、いろいろな面でもってカバーしていく必要があるというふうに考えております。

以上であります。

○6番（坂本志郎君） 終わります。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

次に、3番高島讓二君。

○3番（高島讓二君） 通告に基づき、自然環境保全の観点から、知床の自然との共生について、知床草楽園について、2件、質問をいたします。

まず、知床の自然との共生について2点お聞きいたします。

知床が世界自然遺産に登録され6年の年月がたち、それを記念し、先月、知床ユネスコ協会、斜里町、羅臼町が主催する第1回知床ユネスコフォーラムの一環として、知床が世界自然遺産に登録されたときのユネスコの前事務局長であった松浦晃一郎氏による講演が羅臼高校でありました。

松浦氏は、世界各国のさまざまな意見を調整しなければならない御苦労話や、ユネスコが世界の文化や自然を遺産として保護に当たっていることや、知床が世界自然遺産に登録されるに至ったお話などがありました。講演終了後、中高生との質疑応答もございました。

この講演について、町長の率直な印象をお聞かせください。

2点目は、羅臼町第6期総合計画が策定され4年が経過し、ことしは計画の折り返しでもあります。

この第6期総合計画は、知床が世界自然遺産に登録された後に策定されたものであり、第6期総合計画にも新しいまちづくりに向けた重点施策の展開として、世界自然遺産事業と題し、知床の自然環境の保全が盛り込まれております。

その中で今回は自然環境保全の観点から、基本計画Ⅰに掲げております「知床の自然との共生」の各項目「自然環境管理体制の強化」「自然と調和した景観づくり」「森林の保全」「情報発信拠点の充実と観光施設との連携」「世界自然遺産を活用した経済領域の拡大」について、実施状況はどのように評価されているか。また、これらの項目についての課題などについてお聞きいたします。

2件目は、旧村田吾一邸の知床草楽園についてお聞きいたします。

先月8月8日に、行政についての懇談会がありました。その中で、知床草楽園を託児所に転用したいとの町の意向がございましたが、知床草楽園は、本町の名誉町民、故村田吾一氏が収集していた知床及び国後島の希少な樹木や草花の庭園であり、知床の植物園として次世代へ引き継いでいくべき財産であります。我が町が守らなければならない大切な文化的施設でもございます。

しかし、今日どのような管理がなされているのかわかりませんが、残念ながら、庭園は荒廃しております。

私は、この希少な植物の庭園の趣旨を絶やさず、またさらなる充実したものにして、知床羅臼の観光の核となるよう、また、知床の植物の調査研究にも生かされ、教育的また文化的施設として後世に引き継いでいくべきだと考えますが、町長はどのようにお考えかお聞きし、1回目の質問を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員より2件の御質問をいただきました。

1件目は、知床の自然との共生について、2点の御質問でございます。

まず、1点目は、先月31日に羅臼高校を会場として開催された、前ユネスコ協会事務局長松浦晃一郎氏の講演の感想についてであります。

高島議員も御出席いただいておりますので御承知のことと存じますが、講演では、中学生、高校生を主な対象といたしまして、ユネスコについてのお話や世界遺産の最近の動向、さらには、知床が世界自然遺産に登録された当時の苦労話などをまじえてのお話、その中にありまして、町内すべての教育現場において取り組んでおります知床の自然学習や現在申請中でありユネスコスクールへの登録などにつきまして、高い評価をいただいたところであります。

また、知床は、他の自然遺産地域にない登録基準10の生物多様性が認められた地域であることから、この自然を未来へ残すことの必要性についてのお話をいただき、私も全く同感でありました。

そのようなことから、すぐれた知床の自然を次世代につなげることを念頭に置き、地域教育として自然環境教育を推進し、今後におきましても、自然環境に関する知識とそれを守り育てる技術を身につけ、自然との共生を図る人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、羅臼町第6期総合計画の基本計画Ⅰの「知床の自然との共生」の各項目の評価と今後の課題等についてであります。

初めに、自然環境及び森林保全活動の推進の一つ目は、自然環境管理体制の強化であります。

これは、野生鳥獣対策が主な項目であります。特に、ヒグマはこれまでも保護を基本にしつつ、住民生活や生産活動に著しく支障を来す個体については、捕獲対策を行ってまいりました。また、エゾシカにつきましては、ハンターによる狩猟のほか、有害駆除により個体数調整を行っており、今後も環境省や林野庁などの関係行政機関や知床財団などと密接に連携しながら、管理を進めてまいります。

また、企業の御寄附をいただき、今年度から5カ年で電気さくを設置し、地域住民とヒグマ、エゾシカのあつれき減少に努めてまいります。

二つ目は、自然と調和した景観づくりであります。

これは、自然環境の保全に対する項目でありまして、これまでも厳格な法規制のもと、環境保全はなされてきております。

海岸漂着ごみは、今後も知床岬クリーンボランティア事業を推進していくとともに、海岸管理者の北海道とも協議してまいりたいと考えているところであります。

なお、懸案でありました環境基本計画につきましては、現在、羅臼町環境審議会を開催し、今年度中に策定すべく作業を進めております。

三つ目は、森林の保全であります。

当町は林産業はなく、これまでも良好な森林が維持されてきておりますが、一方で、下刈りや間伐などの維持管理が実施されていない状況でもあります。

今年度、森林法の改正に伴い、市町村森林整備計画の策定が義務づけられておりますので、今後は策定された計画に基づき、施策の実施を検討してまいります。

次に、観光資源・施設の整備であります。

その一つ目は、情報発信拠点の充実と観光施設との連携であります。

自然環境の情報発信拠点施設として、平成19年に新ビジターセンター、平成20年にはルサフィールドハウスがオープンいたしました。特に、新ビジターセンターは、オープン時から評価の高い施設であり、来館者も増加しております。

また、従来からの観光施設、道の駅も人気の高い施設でありまして、羅臼の観光を考える上で、これら施設の連携は不可欠であります。これまで以上に連携し、滞在型体験観光を進めてまいります。

二つ目は、世界自然遺産を活用した経済領域の拡大であります。

観光客の入り込みにつきましては、遺産登録された平成17年には増加しましたが、昨今の景気低迷により、昨年は30年ぶりに60万人を下回り、非常に厳しい状況でありました。

そのような中、震災の影響で、本年6月と7月に道内の中学校が修学旅行で当町を訪れ、また、来年には、関西圏の二つの高校の修学旅行が予定されております。

8月29日には知床羅臼町体験学習推進協議会を設立し、積極的な誘致活動、オール羅臼でのホスピタリティをもった受け入れ体制を構築してまいります。

2件目の、知床草楽園についての御質問であります。

国後館、いわゆる知床草楽園は、平成9年に町が故村田吾一氏の邸宅と草花を譲り受け、氏の著書や所蔵品、愛用品等や国後島の埋蔵文化財、パネル、写真などを展示し、平成10年度から北方領土返還啓発施設として広く町民や観光客に開放してまいりました。

しかしながら、開館以来、利用者が低迷し、運営に苦慮しながらも、有効に活用するため、シルバー生きがいセンターや千島居住者連盟事務局への委託などを行い、利用者の拡大を図ってまいりましたが、思うように利用者が伸びず、平成16年には、費用対効果と財政改革の側面から閉館せざるを得ないと判断し、現在に至っております。

附設する庭園につきましては、開館以来より専門的な管理を進めるため、シルバー生きがいセンターに管理を委託しておりましたが、日常的な管理ができないため、現状は必ずしも好ましい生育環境とは言えない状況であります。

議員御質問のとおり、今後は国後館を子育て支援施設として活用する方向で計画しており、現存する草花については、専門的知識を持った方々にも協力を仰ぎながら、草花の状況を調査し、生育可能なものを敷地内に集約管理し、子育て支援施設における託児児童の情操教育等にも役立ててまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） まず最初の質問であります、知床の自然との共生について、再質問いたします。

松浦氏の講演で印象的だったのは、先ほど町長も述べられましたとおり、ユネスコスクールとか、そういうことを積極的に、人材育成に当たっていくということがそこでも言われましたが、講演の後で高校生が、知床のよさを伝える上で大事なことは何なのかというふうに松浦氏に質問しておりました。私はそれがすごく自分の中では鋭い質問だなというふうに思っていて、松浦氏は、それに対しては、希少な動植物を保存するためにどのような努力をしているかを伝えることというふうにお答えになりました。それを聞いて、私はこのことは非常に大事なことだなというふうに思いました。

というのは、よさを伝える上で、上っ面のことは伝えられるかもしれませんが、それに対して保存のためとか、保全のためにどういう努力をしているかということを考えれば、まだまだ我々は足りないのではないかなと。それを例えば、これは世界自然遺産で、本町は知床を抱えるわけですから、それを後世の人たちに伝えていくためには、今ある姿がどういう形になっていくのかということ、やっぱり今だけではだめだと思うのです。それをきちっと保全、あるいはふさわしくないところを改善していかなければならない努力が必要だろうというふうに思いました。

このことについて、例えば、保全、保存というのは我々の力では無理な部分もございますが、その辺はやっぱり国とか道とも連携を図って理解していただいて、その辺を一緒にやっていきたいというふうに私自身は考えておりますが、このことについて町長はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことに関しましては、私、議会を通じながら、あるいはいろいろな場面で申し上げております。この世界自然遺産、そして、ここに暮らす私たちは、知床の自然の恵みの中で生活をしているのだと。その自然の恩恵を受けながら暮らし、そして生産活動を行っている。したがって、自然の恵みということを中心にとらえるならば、当然、あえて自然を守るとかということを上段に構えることではなくて、今

までの暮らしをそのまま続けていくこと、それが自然を守ることにつながるのだということとは申し上げていたとおりであります。

したがって、松浦先生もおっしゃっていたように、今、羅臼で取り組んでいるところのユネスコスクール、これは次世代の子供たちが、知床の自然を大事だと思いながら暮らしていくということにつながることでもありますし、また、中高一貫教育の中でも、知床学というようなことも含めて取り組んでいるということも、今後においていろいろプラスになっていく要素であろうと。これがいわゆるソフト的な面であると。

一方、ハード面では、先ほど申し上げたように、どうしても知床の中にあって、羅臼町においては生産している場所と住んでいる場所と、そしてヒグマなどに遭遇したときには緩衝地帯がないということで、勢いそういう危険を伴う場面もあるということとするならば、やむを得ず、そういう最終的な手段にならざるを得ないということもあるわけであり

ます。したがって、動植物の保全をするためにという努力、なかなか言葉ではそうは言いますが、難しい問題があるわけでありますけれども、これはとりもなおさず、そういうハードでも限界がありますけれども、一にも二にもやはり町民の意識と、そういうソフト面が大事であろうというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 私が4年前に議員にさせていただいたときに、実は、1回目、議員になって最初の6月の議会で提案させていただきました。我が町は環境保全を大事にしていくということを町として掲げたらどうかというふうに提案させていただいたのですけれども、町長はそのときに、平成20年に環境基本計画をつくるというふうにおっしゃって、町として、その環境基本計画で環境保全をしていくのだということがうたわれるのかなというふうに思いましたら、実は、それは本町に環境基本条例がありまして、それにも書いてあるのですが、環境基本計画を作成しなさいというふうに条例で定められているのですが、それからもう4年たっていますが、まだできてきている段階ではないのです。

そういうことを考えると、やっぱり町としてももっと環境を保全していくということに対して、ただ口先だけではなくして、実際に羅臼町が環境に対してすごく関心を持って保全しているのだというような姿勢がまず必要ではないかなというふうに思うわけです。

そういう意味において、書いている文言が大切だと思いませんけれども、まず指針ということをやっぴり町民にもわかっていただくためにも、そういう環境基本計画を早く、既に町長が言われて3年もたっているわけですから、そこをまず最初の基本として、早く出していただきたいというふうに思います。それについて、環境基本計画はいつごろできる予定でいらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 先ほども答弁したと思いますけれども、年度内ということで作

成してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） わかりました。

次に、我が町の第6期総合計画について再質問いたしますが、先ほどの松浦氏の講演会、また、世界自然遺産とも大きなかわりが総合計画にも書かれております。世界自然遺産事業と題しまして、知床の自然環境を損なうことなく利用適正化や町民の環境保全意識の変化を期待するとありますが、そこには町の環境基本計画を平成20年度までに策定し、名実ともに世界に誇れる知床羅臼町を目指すと書いてあります。今、町長が年度内に環境基本計画をつくるというふうに言われましたので、その趣旨として、これを言っている以上は、本当に早く出すべきだと思います。既に、もうことしは23年の9月ですから、それから見たら、もう3年、4年たとうとしているわけです。

そういう指針を示すことによって、やっぱり子供たちにも羅臼は環境を守っているのだというふうなことを、教育的現場からも教えられると思いますし、ユネスコスクールのほうでも、それに基づいてもっといろいろ展開ができるのではないかと。そういうことによってまた、羅臼町の自然とか環境が守られるのではないかというふうに私は思います。

それで、身近な問題で、ごみの問題とかそういうことは、私は毎年、環境保全について毎回質問させていただいていますけれども、前回もごみを捨てている場所があると、町民がですね。そこを最近また見ました、私。そうすると、前のごみがまだ一部残っているというのと、それからひどいのは、羅臼町のごみ袋に入ったままそこに捨てられているという現状があります。相変わらず、トッカリムイの先のほうのカーブのところなのですが、そこに家財道具みたいなものも捨てられております。それがなかなか直っていないですね。

ですから、そういうところには、最初は改善されるまではみっともないかもしれませんが、やっぱり立て看板とか立てて、ごみを捨てるなどか、その辺は標津町はよくやっていますけれども、我が町でもそういうところが、ごみを捨てられる箇所には必要ではないかなと思いますが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最終的には、行政として当然、そういう町民啓発も含めてというようなこととなりますけれども、町民のモラルということが一番大事であろうというふうに思っています。

そういう中で、私、ことしの6月の執行方針でも申し上げておりますように、知床の番人宣言、これは管内広域的に取り組んでいることであります。したがって、それを促進してまいりたいというふうに話しているところであります。

不法投棄の問題、これは一種の犯罪でありますから、今、担当課でも一生懸命そういう事例について取り組んでおりますけれども、中には警察に告発するというのも強制的にやっております。したがって、それらも含めながら、今後さらに、全町民的にそういう啓

蒙活動を町として行ってまいりたいというふうに思っているところであります。

したがって、そういう看板等につきましては、今後さらにそういう方向の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） もちろん自然環境を整備していくことは大切なのですが、まず足元で自分たちのことをしっかり、町民みずから、そのモラルの問題ということも、モラルがないのであれば、やっぱり町のほうでもっと啓発していかなければならないと思いますし、そういう立て看板も含めてもっと町民に、それは例えば写真を撮って広報に載せてもいいと思うのですよね。こういう現状だということをやったりやる必要があるのではないかなというふうに思います。それを検討していただくということで、早く町民がみずからモラルのないごみの捨て方をしないように、行政のほうでもやっぱりしっかりと監視あるいは啓発が必要ではないかというふうに私は思います。

第6期総合計画の中の基本計画について、先ほど町長からもいろいろお答えいただきました。自然環境管理体制の強化というのは、大体クマとかシカとかという問題で、これは環境省とか知床財団のほうにエキスパートがいますので、そちらのほうにやっぱりお任せするしかないというふうに思うわけですね。

私がちょっと問題にしたいなと思うのは、シカがすごくふえているのですが、先日は環境省主催で、知床岬のほうに植物のほうの外来種ですね、アメリカオニアザミとか、それからハンゴンソウはもう枯れていたのですけれども、それからオオマルハナバチという外来種のハチがいるのですけれども、その退治に私も参加させていただきました。知床岬のほうにも当然あるのですけれども、実は、身近なところで、相泊とか、それからシカの出没するところですね、大体草地に多いのですけれども、その草地がもうアメリカオニアザミが密集している状態です。そういうところがどんどんふえている状態ですから、そこを何とか退治していかないと、それはもう種が飛んでしまった後ですから何とも言えないのですが、来年に向けて、外来種の撲滅を強化してやっていく必要があるのではないかと、うふうに思います。

もう一つ、すごく気になるのは、景観づくりもこの基本計画の中にうたわれているのですが、自然と調和した景観づくり、これはトッカリムイのあたりから斜面が全部もう、金属製の雪崩どめがあるのですね。あれはやっぱり、例えばの話、自然と調和した景観づくりから全くもう反している問題ですし、それは町のほうが多少はかかわっていても、ほとんどが道の仕事、国の仕事としてやられているのだというふうに私は思っておりますが、当然、雪崩をとめるにはそういうものが必要なのかもしれませんが、それをなるべく目立たさないように、例えば植林とかやって隠して、隠すと言ったらおかしいですが、目立たなくして、知床の自然にふさわしい調和した景観づくりをやっていく必要があるのではないかと。次のページに森林の保全というのがありますが、ここには町民による植樹の支援というのがありますから、そういうことをもっと積極的にやっていって、自

然環境を保全していく必要があるのではないかというふうに思いますが、町長の意見をお聞きします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今の自然と調和した景観づくりという中で、先ほど、ごみの問題もありました。今の相泊方面における、恐らく治山のそういう雪崩どめ等のことを言っているのかというふうに思いますけれども、これについては、当然、北海道の工事でやっていただいておりますけれども、これは世界自然遺産登録の期間と関係なく、以前からやっていただいているところでありまして、当然あの山どめの工事をするためにどういう資材が必要なのかという判断の中で、ああいう資材を使っているのだというふうに思いますし、これは世界自然遺産を登録するに当たって、その辺の状況も含められた中でもって登録されたというふうに思っております。

したがって、それらをさらにまた、植樹という面からどうかという話、御意見として承りたいと思いますけれども、それについて今この場でこういう対策ができるのか、するとかという町としての考えは持ち合わせておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 持ち合わせていないかどうかわからないのですが、この森林の保全においては、植樹の支援とかというふうに主要な施策として掲げておりますので、なるべくやっぱり植樹をしていって、自然が壊れているところを修復していく必要があるのではないかというふうに私は思います。

それは、例えば、世界自然遺産、北海道としては1カ所しかないわけで、さらに世界自然遺産は今度小笠原が登録されましたが、4カ所ですね、自然遺産については。ですから、そのうちの知床について、もっと国の、環境省がふさわしいのだと思いますが、環境省、また北海道のほうに働きかけを強く行って、その辺の景観保全、環境保全をもっと支援していただけないかということ、我々も訴えていくべきだというふうに思うのですが、町長、その辺はどうでしょうか。

○議長（村山修一君） 基本的な方向性はそのとおりだと思いますけれども、実際に具体的にそういう形を道のほうに提案するなり、あるいは訴えていくということにつきましては、もう少し精査しながら検討する必要があるなど。その上で、そういう取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 我が町は漁業のまちですから、どうしても生活道路として相泊までは道路があるという状況なのですが、そこで雪崩が起きたら、昆布場が心配だとか、そういうふうなことが多くあるから、どうしても雪崩どめが必要だとかというふうになるのでしょうか。つまり、便利な生活をするとするとどうしても自然を破壊していくということにもなるのですね。そこら辺をやっぱりうまく折り合いをつけて、どこまでやっ

ていいと思うのです、私は。個人の家で草花をめでている人はたくさんいるのですけれども、パブリックなスペースでそういう自生の花とか草を見られるというのは、この知床草楽園しかないわけですから。また、しかも、斜里のほうには、そういうものがあるかどうか分かりませんが、せっかく観光客が来て、山にも登れない人も草楽園に行くところいうものがあるから、話が飛んで申しわけないですけれども、本町の庁舎の前にコマクサという有名な高山植物が植わっておりますが、そういうものですね、やっぱり羅臼にもめでている人たちがたくさんいますから、そういう人たちから株分けなんかしてもらって、庭園をしっかりと守って、それを引き継いでいかなければならないのではないかというふうに私は思います。

ただ、託児所として利用すると、どうしてもやっぱり子供たちには庭とかが必要になってきますから、そういうところに利用されると、やっぱり貴重な花も踏みつけられたり抜かれたりしてしまいますので、その場所がふさわしいかどうか、草楽園が託児所としてふさわしいかどうかというのは、ちょっと私は疑問に思います。その辺について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことについては、繰り返しになりますけれども、先ほど答弁したことが基本であります。以前をちょっと振り返ってお話しさせていただければ、非常に利用者が少ない、運営にいろいろ苦慮しながらというような話をしましたけれども、その後、いろいろなまちづくりを進めていく中で、あの施設を有効に活用するためにはどのような使い方があるのかということやいろいろなアイデアも求めました。全町民的にも、あるいは庁舎の中でもいろいろと検討しましたし、あるいは議員皆さんがお集まりの中で何か知恵がないかということもいろいろと御相談もしたところもございます。しかしながら、どうしてもあの施設自体が住宅であったというところから、帯に短したすきに長しのようなところがございまして、なかなかそういう利用の仕方ということについては適当なところに至らなかったという状況もございます。

一方、草花については、今、面積的にはあれだけありますけれども、整理するとあそこまでまだ必要がないだろうということもございます。我々のほうの管理が徹底していなかったということがあって、若干、当初から見ると紛失してしまっているような状況もあるわけありますので、今回これを契機に、いま一度専門家に調べていただいて、どれが残すべきなのかどうなのかと、あの敷地の中できちっと集約して整備していきたいと、保存していきたいというふうに思っています。

したがって、その集約した中であって、そこにスペースができたとするならば、託児所を整備していく中で、例えば、砂場も設けられればというふうに思っております。

したがって、一方で草花をきちっと整備しということによって、子供の情操教育というお話もしましたけれども、それによって自然の大切さを子供のうちから学んでいただければ、ある意味では自分勝手な言い方ですけれども、一石二鳥にもなるのではないかなとい

うことで、あの施設をそういう形で利用していきたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） ここに百年史があるのですけれども、これをちょっと読ませていただきますね。最後のところですが、前は省略しますが、「将来的に知床の植物園として一般公開しながら、次世代へと引き継いでいくべき貴重な知床羅臼の自然財産の一つとして大切に育成していく必要があります、羅臼町がシルバー生きがいセンターに管理を委託し運営している」というふうになっております。

私は、やっぱりこれは、本当に羅臼町では数少ない文化施設だというふうに思っていました。私は議員になる前にも写真を撮ってまして、たびたび草楽園に行って、知床の草花を見させていただきましたが、そのときはまだ見られる状態でした。もうかれこれ、世界自然遺産になる前ですから、六、七年前の話ですが、それがもう今では、本当に精査されると全部なくなってしまうのではないかとというふうに危惧します。

ですから、そうではなくして、むしろ、今荒廃したものをもう一回きちっと立て直して、羅臼には本当に草花をめでている人がたくさんいるわけですから、シルバーの人たちが詳しいかどうかはわかりません。その詳しい人を集めて、例えばこの中不在の花で、例えば、知床別小中学校の庭にも自然の草花がありました。貴重な山のツガザクラとか、そういうのもあったのですけれども、残念ながら一部盗掘されて、なくなって、地元の岬町の町民の方々が手分けして保護しようということで、有志の方たちが分かれ分かれで持っていったということがあります。ですから、そういう好きな人たちはたくさんいるので、そういう人たちを集めてどうするかということをもう一回やって、僕は文化的な遺産だと思っていますので、そういうことを町として、姿勢の問題なのですが、見せていく必要があるのではないかとというふうに私は思いますので、そこら辺を町長にもう一回お聞きしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 繰り返しになりますけれども、庭園については、先ほど言ったように集約して、専門家に一応きちっと見ていただいて、これはやっぱり貴重なものであるということの中で集約して、そこに整備してまいりたいと思っております。

建物については、そういう形でもって、主としてゼロ歳児の託児というのは建物が中心であります。したがって、その附属施設として庭園が今もありますから、それを高島議員おっしゃるように、貴重なもの、それはそれとして保護していきたいと。あのままにしておくことによって、逆に何か余りにも荒廃してしまっているというような印象も受けるものですから、それをある程度、あのスペースの中で集約していきたいと。そして、使い分けをして効率的に使っていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） これで、高島讓二君の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第37号 羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を
求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第37号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第37号、60ページでございます。

羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

羅臼町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町本町71番地17。

氏名につきましては、萬屋志都子氏でございます。

生年月日は、昭和33年10月20日。

任期につきましては、平成23年10月1日から27年9月30日までの4年間でございます。

萬屋志都子氏につきましては、平成18年1月1日に教育委員会に就任してから、現在までの間に、平成19年の10月1日に再任され、その後、その職責を十分に果たしていただいておりますので、引き続き選任いたしたく、議員皆様の満堂の御賛同を賜りたく御提案申し上げる次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第37号羅臼町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 報告第14号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第14号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第14号でございます。1ページでございます。専決処分した事件の承認についてでございます。

このことにつきましては、平成23年度の一般会計の補正でございます。その補正の歳出における農林水産業費の中の水産業費であります。知床らうす海洋深層水の商標登録の更新費用についてであります。

これにつきましては、当初予算における計上漏れであり、その原因は失念によるものであります。大変申しわけなく、おわびを申し上げますとともに、今後かかることのないよう緊張感を持って業務を執行していただくよう指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

内容につきましては、副町長に説明をいたさせます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第14号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

2ページ。

専決処分書。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成23年8月19日であります。

3ページをお願いいたします。

平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,622万2,000円とする

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

18款1項繰越金、34万円を追加し、3,594万6,000円。

歳入の合計、34万円を追加し、38億6,622万2,000円。

歳出でございます。

5款農林水産業費、34万円を追加し、5,096万4,000円。

3項水産業費、34万円を追加し、3,354万2,000円。
歳出合計、34万円を追加し、38億6,622万2,000円。
6ページでございます。
事項別明細書の説明でございます。
歳入。

18款1項1目繰越金、34万円の追加でございます。補正財源のために前年度繰越金に求めているものでございます。

8ページをお願いいたします。
歳出でございます。

5款農林水産業費3項水産業費4目深層水事業費、34万円の追加でございます。

これにつきましては、登録商標、知床らうす海洋深層水の10年ごとに更新をする更新手数料でございます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第14号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第14号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

ここで、2時5分まで休憩します。2時5分、再開します。

午後 1時50分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第29号 平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第8 議案第29号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました議案第29号、そして、この後上程が予定されております議案第30号から第36号、認定第1号から第7号、報告第15号、16号のそれぞれにつきましては、副町長以下、担当職員をして説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の14ページをお願いいたします。

議案第29号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,164万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,787万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

15ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

16款1項寄附金、837万9,000円を追加し、1,717万9,000円。

17款繰入金1項基金繰入金、500万円を追加し、2億7,315万3,000円。

18款1項繰越金、280万6,000円を追加し、3,875万2,000円。

19款諸収入、200万円を追加し、3,499万6,000円。

4項雑入、200万円を追加し、3,376万1,000円。

20款1項町債、346万4,000円を追加し、1億8,466万7,000円。

歳入合計、2,164万9,000円を追加し、38億8,787万1,000円。

歳出でございます。

2款総務費、1,423万9,000円を追加し、5億6,102万5,000円。

1項総務管理費、1,207万3,000円を追加し、5億2,183万1,000円。

2項徴税費、216万6,000円を追加し、890万2,000円。

4款衛生費、540万円を追加し、8億4,855万6,000円。

1項保健衛生費、540万円を追加し、5億411万1,000円。

8款教育費、201万円を追加し、2億6,238万7,000円。

6項保健体育費、201万円を追加し、9,814万3,000円。

歳出合計、2,164万9,000円を追加し、38億8,787万1,000円。

17ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加でございます。

準公共施設改築工事助成金、24年度において限度額315万円を定めるものでございまして、共栄町会館改築に伴う助成でございます。23年、24年、2カ年で助成することから、債務負担を設定するものでございます。

第3表、地方債補正。

変更でございます。

目的は臨時財政対策債でございまして、限度額を1億8,120万3,000円から1億8,466万7,000円に変更するものでございます。額の確定によるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

18ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、837万9,000円の追加でございます。それぞれ、診療所建設に13件、知床の保全に2件の寄附採納があったものでございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金、500万円でございます。これにつきましては、知床の保全に対しまして、ダイキン工業より500万円の寄附採納がございました。これを野生鳥獣保護管理の事業を行うために繰り入れするものでございます。

18款1項1目繰越金、280万6,000円の追加につきましては、補正財源の調整のために繰越金に求めたものでございます。

19款諸収入4項3目雑入、200万円の追加でございます。コミュニティ助成事業の助成金が決定されたものでございます。

20款1項町債1目臨時財政対策債、346万4,000円の追加につきましては、額の確定によるものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、837万9,000円の追加でございまして、それぞれ歳入で説明いたしました診療所改築、知床の保全にそれぞれ寄附をいただきました。それを知床・羅臼まちづくり基金に積み立てるものでございます。

7目自治振興費、315万円の追加でございます。共栄町の会館増改築に伴いまして、条例に従い助成をするものでございます。総事業費1,620万円に対し、2分の1以内ということで630万円の助成をするわけではありますが、23年、24年、2カ年で分割交付することから、315万円の追加をするものでございます。

10目財産管理費、12万円の追加でございます。診療所の建設に伴いまして、駐車場

のスペースが手狭になることから、一部、民有地を借り上げて対応しているところでございますが、土地借上料に不足を生ずる12万円を補正するものでございます。

11目企画費、42万4,000円でございます。これにつきましては、本町の道の駅周辺再開発実現のための調査、また、修学旅行等の誘致のために情報提供するための訪問旅費について追加補正をするものでございます。

2項徴税费1目税務総務費、216万6,000円の追加でございます。これにつきましては、法人税の過年度予定納付分に還付の確定がしたものの、あるいは、今後、還付予定が生じているものもございまして、この償還金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、40万円の追加でございます。これにつきましては、自由型1区画の霊園の返還があったものでございまして、この償還金でございます。

7目野生鳥獣保護管理費、500万円の追加でございます。再三お話をしておりますとおり、ダイキン工業から、5年間にわたりまして合計4,000万円の寄附採納をいただいたところでございまして、これの協定につきましては先般終了いたしております。今年度につきましては、ヒグマ、エゾシカの侵入防止対策として電気さくを設置する事業を、ルサ～相泊間で行うこととして、今般、昆布浜に749メートルの電気さくを設置する事業費でございます。

22ページをお願いいたします。

8款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、201万円の追加でございます。コミュニティ助成の決定を受けたものでございまして、健康づくり推進事業のための備品購入でございます。ブロックマット外82点を体育館に備品購入として備えるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第29号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第29号平成23年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第30号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業

特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第30号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 24ページをお願いします。

議案第30号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,163万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,687万2,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

25ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

10款1項繰越金、2,163万7,000円を追加し、2,163万8,000円。

歳入合計11億5,687万2,000円。

歳出です。

1款総務費、2,000万円を追加し、3,095万円。

1項総務管理費、2,000万円を追加し、2,544万9,000円。

10款諸支出金、163万7,000円を追加し、196万7,000円。

1項償還金及び還付加算金、163万7,000円を追加し、195万7,000円。

歳出合計、2,163万7,000円の追加で、11億5,687万2,000円。

27ページです。

歳入歳出補正予算事項別明細書であります。

歳入です。

10款1項1目繰越金で2,163万7,000円の追加補正です。歳出の財源を前年度繰越金に求めたものであります。

29ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費で2,000万円の追加です。国民健康保険財政調整基金に積み立てをするものです。これにより、基金の積み立て残高は4,106万1,000円となります。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金で163万7,000円の追加で

す。平成22年度の退職医療の療養給付費交付金の確定により、超過交付分となった額を返還するものです。

なお、今回の補正予算につきましては、9月5日に開催されました第5回国保運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第30号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第30号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第31号 平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第31号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（齊藤健治君） 議案の31ページをお願いいたします。

議案第31号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

平成23年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,715万5,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めております。

32ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款国庫支出金、126万1,000円を追加し、7,849万9,000円。

1項国庫負担金、126万1,000円を追加し、6,036万4,000円。

4款1項支払基金交付金、143万9,000円を追加し、9,792万3,000円。

5款道支出金、144万7,000円を追加し、4,679万3,000円。

1項道負担金、144万7,000円を追加し、4,567万4,000円。

歳入合計、414万7,000円を追加し、3億4,715万5,000円。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、357万5,000円を追加し、744万4,000円。

1項総務管理費、357万5,000円を追加し、560万3,000円。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金、57万2,000円を追加し、67万3,000円。

歳出合計、414万7,000円を追加し、3億4,715万5,000円。

続きまして、事項別明細書で御説明いたしますので、34ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳入でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金、126万円の追加。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費交付金、138万5,000円の追加。

続きまして、2目地域支援事業支援交付金、5万4,000円の追加。

5款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金、144万7,000円の追加。

以上4点の追加補正につきましては、説明欄に記載してありますとおり、それぞれ前年度の介護保険会計の額の確定によるルール分の追加交付金でございます。

36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、357万5,000円の追加補正でございます。内容につきましては、介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金、57万2,000円の追加補正でございます。内容につきましては、歳入でもお話しいたしました、前年度の介護保険会計の額の確定により、超過交付分となった額を返還するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第31号介護保険会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第31号平成23年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第32号 平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第32号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

事務課長。

○診療所事務課長（対馬憲仁君） 38ページをお願いいたします。

議案第32号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成23年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,623万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,094万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

地方債の追加は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

39ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款1項繰越金、13万1,000円を追加し、13万2,000円。

7款1項町債、7,610万円を追加し、5億5,390万円。

歳入合計、7,623万1,000円を追加し、11億4,094万3,000円。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、7,623万1,000円を追加し、9億3,394万2,000円。

歳出合計、7,623万1,000円を追加し、11億4,094万3,000円。

41ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。

追加でございます。

内容につきまして、起債の目的は、医師住宅新築事業債（過疎対策事業債）でございます。限度額は7,610万円。起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は5.0%以内。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

42ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金に13万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、補正額の財源調整のため、前年度繰越金に求めるものでございます。

7款1項町債1目診療所事業債に7,610万円を追加するものでございます。内容につきましては、医師住宅新築事業の財源を医師住宅新築事業債に求めるものでございます。

続きまして、歳出です。44ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費3目医師住宅建設費に7,623万1,000円を追加するものでございます。内容につきましては、医師住宅新築事業に要する経費を追加するものでございますが、医師の住環境整備の一環といたしまして、医師住宅を新築するために必要な費用、医師住宅新築工事費7,064万5,000円、実施設計業務委託料552万3,000円、確認申請手数料6万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、別冊参考資料の1ページ、資料1に医師住宅新築平面図がございますので、後ほどごらんいただき、参考にしていただければと思います。

また、この補正予算につきましては、9月5日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第32号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第32号診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第32号平成23年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第33号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定に
ついて

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第33号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（野理幸文君） 議案の46ページをお願いいたします。

議案第33号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

47ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

ここで、改正理由を申し上げます。

このたびの改正につきましては、本年6月30日公布されました、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律第83号に伴い、羅臼町町税条例のそれぞれ関連する条項等の改正並びに条文の整理を行うものでございます。

それでは、改正の内容を別冊として配付してございます、説明資料を使いまして御説明させていただきますが、改正条項ごとの説明は割愛し、改正要旨と適用関係について申し上げ、提案理由の説明とさせていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

また、別に参考資料としまして、新旧対照表も用意しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、別冊、羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定、説明資料の1ページをお開き願います。

主な改正要旨でございます。

1番目は、租税罰則の見直しです。

平成22年度及び平成23年度の国税の罰則の見直しを踏まえ、町税に関する罰則について見直しを行うものでございます。それぞれ条例に規定しております第26条の町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料から、第151条の入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等までのそれぞれ12項目について、新設も含め、過料及び罰金刑を現行の「3万円」以下から「10万円」以下に改正するものでございます。

なお、適用日につきましては、公布の日から起算して二月を経過した日から適用するものでございます。

次に、2番目は、寄附金税額控除の拡充でございます。

今回の改正では、地域で活動するNPO法人への支援をする趣旨で、新たに認定NPO

法人以外のNPO法人への寄附金であっても、町が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとするものであります。

ここで、羅臼町には3団体のNPO法人が存在しますが、指定の基準となります、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人は1団体でございます。先般、この指定対象となります法人名、特定非営利活動法人ゆとりステーションから指定の申し出を受け、内部で協議をした結果、地域において活動するNPO法人に対し税制面から支援すべく、このたび新たに指定をさせていただくものでございます。

次は、適用下限額の引き下げであります。

国税同様、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行「5,000円」から「2,000円」に引き下げ、控除を受けやすくするものでございます。

なお、この改正は、平成23年度中の寄附金から対象とし、平成24年度分の個人住民税から適用するものでございます。

以上、羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についての主な改正要旨につきまして御説明を申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号町税条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第33号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第34号 羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定について

◎日程第14 議案第35号 羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第34号羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定について、及び日程第14 議案第35号羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理者及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件を

一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） それでは、議案の55ページをお願いいたします。

議案第34号羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

56ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正の趣旨につきましては、2点ございます。1点目は、平成24年4月1日から羅臼町国民健康保険診療所の名称を変更するために必要となる条文の改正でございます。2点目は、平成24年4月1日から羅臼町国民健康保険診療所が指定管理者制度を導入する予定であることから、指定管理者に管理を行わせることを可能とするために必要となる条文の改正を行うものでございます。

改正条文につきましては、題名中「羅臼町国民健康保険診療所」を「知床らうす国民健康保険診療所」に改める。

第1条中「羅臼町国民健康保険診療所」を「知床らうす国民健康保険診療所」に改める。

第7条第2項中「羅臼町国民健康保険診療所」を「知床らうす国民健康保険診療所」に改める。

第11条を削り、第12条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

第11条、町長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、診療所の管理を法人その他の団体であって町長が指定するものに行わせることができる。

第2項、前項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

第1号、第5条各号に規定する診療に関する業務。

第2号、診療所施設及び設備の維持管理に関する業務。

第3号、前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務。

第3項、第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条及び第10条の規定中「町長」とあるのは指定管理者として、これらの規定に適用する。

第12条、町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、診療所の使用料及び手数料を指定管理者の収入として収受させることができる。

別記様式中「羅臼町国民健康保険診療所」を「知床らうす国民健康保険診療所」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、この条例改正につきましては、9月5日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを報告いたします。

また、別冊の参考資料22ページ、資料3に羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部改正新旧対照表を載せてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、57ページ、議案第35号羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

58ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨等につきましては、羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部改正の説明のとおり、平成24年4月1日から名称を変更するために必要となる条文の改正を行うものでございます。

改正条文につきましては、題名中「羅臼町国民健康保険診療所」を「知床らうす国民健康保険診療所」に改める。

第1条中「羅臼町国民健康保険診療所」を「知床らうす国民健康保険診療所」に改める。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、この条例改正につきましても、9月5日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているところでございますので、御報告をさせていただきます。

また、別冊の参考資料25ページに資料4、羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部改正新旧対照表を載せてございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第34号及び議案第35号の2件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第34号診療所設置条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第34号羅臼町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第35号羅臼町国民健康保険診療所基金の設置管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第36号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長(村山修一君) 日程第15 議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、議案の趣旨説明と指定管理者の概要について、簡単明瞭に説明願います。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課参事。

○企画振興課参事(佐藤行広君) それでは、59ページをお願いいたします。

議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でございます。名称は羅臼町国民健康保険診療所、所在地は目梨郡羅臼町栄町100番地83。

指定管理者。名称は社会医療法人孝仁会、代表者、理事長齋藤孝次、所在地は釧路市芦野1丁目27番1号。

指定の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

今回の羅臼町国民健康保険診療所に係る指定管理者の指定につきましては、医師不足の深刻化や経営改善の必要性など諸問題を抱える地域医療において、社会医療法人に公設診療所の運営を担っていただくことにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供するものがあります。

指定管理者であります社会医療法人孝仁会は、道東地区で唯一の社会医療法人であり、孝仁会記念病院を初めとする道内8医療機関のほか、釧路市などにおきまして訪問看護ステーションや地域包括支援センターなどの介護事業所を運営しております。また、ドク

ターヘリの受け入れ機関連携病院となっているほか、地域連携部を設置し、地域医療機関との病診連携や管内の町立病院との間に遠隔画像診断を導入するなど、僻地医療、地域医療に積極的に取り組んでいる法人であります。

運営につきましては、参考資料の事業計画の基本方針にありますとおり、羅臼町の医療ビジョンに沿った安定的な医療サービスを提供するとともに、法人の経営ノウハウを生かした効率的な経営により持続可能な地域医療の実現を目指すものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元の別添参考資料の1から4をごらんいただきたいと思っております。

また、この指定管理者の指定につきましては、8月30日開催の指定管理者選考委員会において、社会医療法人孝仁会が指定管理者として適当であるとの答申を経て、9月5日開催の第5回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいているものでございますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

2番田中良君。

○2番（田中 良君） この協定に関しまして、1件、ちょっと質問をしたいと思いません。

我が診療所につきまして今建設中なのですけれども、この契約書によりますと4月1日からとなっております。現在の改築している診療所が4月1日に間に合うか間に合わないか、ぎりぎりの形で進行しているところでもありますけれども、これが4月1日に供用できないとする過程におきまして、1日からこのまま孝仁会のほうで旧体制でやってもらえるという考え方でよろしいのでしょうか。その1点をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 基本的には、協定は4月1日からということでございます。もし工事がおくれるようなことがあれば、この診察に当たっては、工事が竣工後ということになります。あくまでも協定は4月1日からということでありまして、準備室も設けながら移行していくということでもありますので、工事竣工後に、その診療運営に当たっていただくということで、今打ち合わせをしているところでございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） ということは、新しい診療所での再開というところ考え方よろしいということですね。その確認を1点。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） そのとおりでございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第36号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第36号指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第36号公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-
- ◎日程第16 認定第1号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第17 認定第2号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第18 認定第3号 平成22年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第19 認定第4号 平成22年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第20 認定第5号 平成22年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第21 認定第6号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第22 認定第7号 平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第23 報告第15号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
 - ◎日程第24 報告第16号 平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告について
-

○議長（村山修一君） 日程第16 認定第1号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第22 認定第7号平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定及び日程第23 報告第15号平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第24 報告第16号平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告についての9件を一括議題とします。

この説明に当たっては、議員各位から了承をいただいておりますので、総括表で簡単明瞭に説明願います。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま一括上程されました9件のうち7件は、議案の61ページの認定第1号から、議案の67ページ、認定第7号の22年度各会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して認定するものでありまして、ただいま議長から簡潔にというお話がありましたので、参考資料の平成22年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算総括表によって説明をさせていただきたいと思えます。

なお、決算数値の説明につきましては、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、歳入歳出差引残額のみとさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

では、参考資料の26ページをお願いいたします。

認定第1号一般会計でございます。

収入済額40億6,849万7,375円。不納欠損額1,218万2,173円、これは町税でございます。収入未済額2億5,151万2,522円、町税あるいは使用料でございます。支出済額39億4,168万1,053円。翌年度繰越額7,303万1,000円、これにつきましては、第2回定例会におきまして、それぞれ報告をさせていただいている数値でございます。歳入歳出差引残額1億2,681万6,322円の黒字となっております。

認定第2号でございます。国民健康保険事業特別会計。

収入済額11億8,291万2,509円。不納欠損額3,843万2,817円、保険税でございます。収入未済額2億4,869万9,906円、保険税でございます。支出済額11億5,827万2,365円。歳入歳出差引残額2,464万1,444円の黒字でございます。

認定第3号介護保険事業特別会計でございます。

収入済額3億1,687万1,681円。収入未済額770万9,700円、保険料でございます。支出済額3億1,677万9,767円。歳入歳出差引残額9万1,914円の黒字でございます。

認定第4号老人保健事業特別会計。

収入済額141万2,559円。支出済額141万2,559円。この会計につきましては、この年度で会計閉鎖となるものでございます。

認定第5号後期高齢者医療事業特別会計でございます。

収入済額4,768万2,953円。不納欠損額14万6,600円、保険料でございます。収入未済額9万300円、保険料でございます。支出済額4,697万3,753円。

歳入歳出差引残額 70万9,200円の黒字でございます。

認定第6号国民健康保険診療所事業特別会計でございます。

収入済額 3億2,070万9,871円でございます。収入未済額 283万2,638円、診療収入でございます。支出済額 3億1,597万9,558円。翌年度繰越額 2,418万円、診療所の改築に伴うものでございます。歳入歳出差引残額 473万313円の黒字でございます。

27ページをお願いいたします。

認定第7号水道事業会計でございます。

収益的収入及び支出でございます。収入決算額 2億5,811万5,033円でございます。支出決算額 2億2,121万3,141円。差引過不足額 3,690万1,892円の黒字でございます。

資本的収入及び支出でございます。収入決算額 79万3,000円でございます。支出決算額 1億1,120万3,796円。過不足額は 1億1,041万796円の不足となっております。

なお、この資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 1億1,041万796円につきましては、当年度の損益勘定に留保資金で補てん済みでございます。

次に、議案の10ページをお願いいたします。

報告第15号平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

11ページをお願いいたします。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率。

実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、各会計、赤字決算となっておりますので、比率は出てきておりません。

実質公債費比率 12.9%、将来負担比率 83.8%で、ともに基準以下であります。

したがって、すべてにおいて早期健全化基準、財政再生基準をクリアしているものでございます。

12ページをお願いいたします。

報告第16号でございます。平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

13ページをお願いいたします。

平成22年度決算に基づく資金不足比率。

会計名は水道事業会計でございます。この会計において資金不足が生じておりませんので、比率は出ておりません。

したがって、経営健全化基準をクリアしているものでございます。

議会に報告後、町民にも広く公表をすることといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。

日程第23 報告第15号平成22年度決算に基づく健全化判断比率の報告、日程第24 報告第16号平成22年度決算に基づく資金不足比率の報告については、受理いたしました。

お諮りします。

各会計の歳入歳出決算については、各常任委員会より2名、計4名で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、4名の委員で構成する羅臼町各会計決算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました羅臼町各会計決算特別委員会の委員の選任については、各常任委員会より2名を選出していただき、議長において指名したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

各常任委員会での委員の選任をお願いします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室でお願いします。

決算特別委員選出のため、暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時07分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に決算特別委員が選出されましたので、事務局長より報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（寺澤哲也君） それでは、決算特別委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会から、佐藤晶議員、田中良議員。

経済文教常任委員会から、鹿又政義議員、高村和史議員。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ただいま事務局長より報告のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、羅臼町各会計決算特別委員会の委員に選任することに決定しました。

委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選を願います。

正副議長室でお願いします。

正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 3時08分 休憩

午後 3時13分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りました。

羅臼町各会計決算特別委員会委員長に佐藤晶君、副委員長に鹿又政義君。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

ただいま、委員長より閉会中の継続審査の議決の申し出がありましたので、これを許します。

委員長佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） ただいま本特別委員会において付託されました認定第1号から認定第7号の平成22年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算認定は、会期が本日1日なので、閉会中の継続審議の議決をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま羅臼町各会計決算特別委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16 認定第1号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第22 認定第7号平成22年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についての7件を、羅臼町各会計決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第 2 5 発議第 6 号 羅臼町議会委員会条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 2 5 発議第 6 号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する
条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2 番（田中 良君） 発議第 6 号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定につ
いて。

羅臼町議会委員会条例（平成 2 年条例第 1 8 号）の一部を改正する条例を地方自治法第
1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条の規定により提出する。

平成 2 3 年 9 月 1 5 日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、高村和史、同じく坂本志
郎、同じく湊屋稔。

羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例。

羅臼町議会委員会条例（平成 2 年羅臼町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「総務企画財政課、税務課、」を「企画振興課、総務課、税務財政
課、」に、「町民生活課、」を「環境生活課、」に改め、同条第 2 号中「環境管理課、」
を削る。

附則。施行期日。

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由。

平成 2 3 年 6 月 1 日実施の町の機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を変更するた
め、条例改正を要するので本案を提出するものである。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、発議第 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第 6 号議会委員会条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立
願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 2 5 発議第 6 号羅臼町議会委員会条例の一部を改正する条例制定
については、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第7号 釧路・根室地域における看護専門学校の早期
開設等に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第26 発議第7号釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第7号釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年9月15日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同、田中良、同、湊谷稔。

釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書。

釧路・根室管内においては看護師が不足しており、各市町村の医療機関をはじめ、介護サービスを提供する事業所などにとっても人材の確保は大きな課題となっているところである。

本地域の医療や介護サービスを支えるには、施設等の充実と支援体制の構築が必要であるが、こうした環境が整ったとしても、それを担う人材がないとその推進は不可能となる。

このことから地域における人材は、地域の医療機関等で育成し確保する仕組みづくりが必要不可欠であり、看護師を養成する専門学校の開設が急務となっている。

また、その開校にあたっては、釧路・根室管内の市町村からの推薦枠を設け、卒業後は地元で地域医療や福祉に携わる貴重な人材を育成する場となることが強く求められている。

このように、地域で人材を養成し確保することが、釧路・根室地域の医療と福祉の増進を図る上で最も重要であることから、次の事項について要望する。

記。

1、地域医療体制及び地域福祉体制を維持し看護師確保のために支援すること。

2、釧路・根室地域への「看護専門学校」早期開設に向けて支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月15日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第26 発議第7号釧路・根室地域における看護専門学校の早期開設等に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

**◎日程第27 発議第8号 国民健康保険に対する国庫負担の増額を
求める意見書**

○議長（村山修一君） 日程第27 発議第8号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 発議第8号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年9月15日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同、湊屋稔。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書。

国民健康保険の主な財源は、国、都道府県及び保険者の負担金及び被保険者の保険料から成り立っている。

皆保険の基礎をなす国民健康保険は、制度設計された当時に比べ加入者は大きく変化している。特に、無職者や年金生活者などの低所得者の占める割合が増加した。

また、国民健康保険には事業主負担に当たるものがないため、国庫負担が定められているが、高齢社会の進行等に伴う医療費の増大と相まって国保会計は慢性的な赤字に陥り、加入者の保険税（料）負担は家計の圧迫となっている。

このような事態に陥った大きな原因に国庫負担率の引き下げがある。政府は、昭和59年まで国庫負担割合としてきた45%を、38.5%に引き下げ、そのほか事務費負担の廃止や助産費補助も大幅に後退させてきた。

その結果、国民健康保険の総収入に占める実質的な国庫負担は30%程度まで低下している。このまま放置するならば国民健康保険は制度そのものが根底から崩壊しかねない状態である。

よって、国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、下記の事項の実現について強く要望する。
記。

1、高額医療費共同事業、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業など国保財政基盤強化策の拡充強化を図るとともに、国民健康保険に対する国庫負担を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月15日。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第27 発議第8号国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第28 発議第9号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開
に関する意見書

○議長（村山修一君） 日程第28 発議第9号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 発議第9号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年9月15日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、佐藤晶。賛成者、羅臼町議会議員、小野哲也、同じく高島讓二、同じく鹿又政義、同じく田中良。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心や期待が寄せられている。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況に

あり、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、森林施業の集約化、路網整備、人材育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災であるが、一日も早い被災地の復旧・復興に必要であるため以下の項目を実現するよう要望する。

記。

1、東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。

2、今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。

3、間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網などの経営基盤整備、担い手の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。

4、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。

5、森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。

6、国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的かつ安定的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月15日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第28 発議第9号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第29 発議第10号 東日本大震災からの復旧・復興及び地域
経済の活性化を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第29 発議第10号東日本大震災からの復旧・復興及び地域経済の活性化を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第10号東日本大震災からの復旧・復興及び地域経済の活性化を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年9月15日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同、田中良、同、湊屋稔。

東日本大震災からの復旧・復興及び地域経済の活性化を求める意見書。

本年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に北海道から関東にかけての広い範囲で未曾有の被害をもたらし、とうとい人命が数多く失われ、いまだ7,000人以上が行方不明となっている。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が強く求められている。また、本道においても漁港、荷さばき所などの共同利用施設を初め漁船、ホタテ・カキ等の養殖施設やアサリ養殖漁場など水産業を中心に大きな被害を受けたところである。

本道経済は、平成20年秋のリーマンショック以降の大幅な景気悪化から十分に立ち直らないまま、このたびの大震災により被害を受け、加えてその後の自粛ムードによる消費の落ち込みや、福島第一原子力発電所の事故による風評被害などから、観光や輸出面などを初めとして、地域の経済・産業活動などに深刻な影響が出ており、その長期化が懸念されている。

このような状況の中、被災地域の復興、日本経済の復興を果たしていくためには、その原動力となる地方の各地域が、これまでと同様、またはそれ以上に活発な経済活動を展開していく必要があり、そのためにも厳しい状況にある地域経済の立て直しが急務となっている。よって、国においては、被災地域における迅速、かつ強力な復旧・復興対策の推進

や福島第一原子力発電所事故の一刻も早い事態の収束はもとより、国民の生命と財産を守る防災対策を初めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することや地域の産業と雇用が守られるよう風評被害等の払拭など、地域経済の立て直しに向けた積極的な対策を講ずるよう、次の事項について強く要望する。

記。

1、被災地等の復興に当たっては、既存制度の枠組みを超える対策を実施するとともに、総合的・具体的な復興ビジョンを速やかに策定すること。

2、養殖施設及び漁場等の復旧・復興対策への支援を行うこと。

3、風評被害を受けた中小企業者に対する金融支援の充実など、地域の産業と雇用が守られるよう積極的な経済活性化・雇用対策を講ずること。

4、日本産食品及び国内観光地の安全性に係る海外への正確な情報発信を行うこと。

5、日本産食品の安全性確保のための検査体制の充実と各国の輸入規制、渡航制限に対して適切に対応すること。

6、地方自治体の財政的な負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月15日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第29 発議第10号東日本大震災からの復旧・復興及び地域経済の活性化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第30 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第30 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認し

たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(村山修一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間ありがとうございました。

午後 3時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員